

第15回工事入札調査特別委員会会議録

日時 平成26年7月8日(木) ①午後2時～4時15分
②午後4時22分～6時20分

会場 笛吹市役所八代庁舎 2階第2会議室

出席委員 志村直毅 北嶋恒男 海野利比古 神宮司正人 上野稔 小林始 中川秀哉 渡辺正秀
野澤今朝幸

オブザーバー 前島敏彦議長

委員外議員 大久保俊雄 神澤敏美 保坂利定 荻野謙一 梶原清

議会事務局 三沢久 西海好治 橘田裕哉

証人 ①久保田克己(前副市長)

②倉嶋清次(市長)

傍聴人 16人(内、報道関係者6人)

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議事

- ①御坂浄水場築造工事(機械電気設備)入札、御坂配水場築造工事入札、御坂浄水場土木建築工事入札に関する証言における確認事項に関する証人喚問
- ②御坂浄水場、配水場工事入札全般に関する証人喚問
- ③その他

○互礼の後、事務局長の進行により会議に入る。

○三沢議会事務局長

それでは、第15回目となります工事入札調査特別委員会を次第によりまして進めさせていただきます。

開会の言葉を上野副委員長、お願いいたします。

○上野副委員長

こんにちは。

今日は梅雨の合間といいますか、久しぶりに晴れて本当に気持ちがいい日なんですけども、ただ心配なのは台風が今、沖縄を上陸しているということで、それが本州のほうに向かってくるということで、直撃されると笛吹市内の日本一の桃・ブドウにも大変被害が出るのかなということを心配しているわけなんですけども、今日は第15回の工事入札調査特別委員会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。

今日は前半は久保田前副市長に、後半は倉嶋市長にそれぞれ尋問したいというふうに思いますので、委員の皆さんのご協力をいただきまして、スムーズに百条委員会が終了できることをお願いいたします、開会の言葉といたします。

今日はご苦労さまです。

○三沢議会事務局長

ありがとうございました。

それでは、野澤委員長からあいさつをお願いします。

○野澤委員長

全員の委員の皆さん、ご出席ご苦労さまです。

6月の定例議会もありましてちょっと中が空いてしまったんですけども、今回15回ということで、今後も、今度は集中的・精力的にこの百条特別委員会を進めていきたいと思っておりますのでご協力をよろしくお願い申し上げます。

あらかじめのことは副委員長さんが言ってくれたので、以上であいさつといたします。

これから工事入札特別委員会を開会しますけれども、本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されていますので静粛をお願いします。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いします。

なお、委員長の命令に従わないときは笛吹市議会委員会条例第19条第2項、ならびに委員会傍聴規程第9条の規定により、退場を命じますので念のため申し添えておきます。

本日の委員会は、先ほどから言っているように証人喚問ということですが、この委員会は原則公開ということになっていますので、公開でよろしいですか。異論はないですか。

(異議なし。の声)

ただし尋問中の撮影については禁止していますので、すみませんがカメラはこれをもって撤去していただきたいと思っております。

○三沢議会事務局長

それではこのあとの議事につきましては、野澤委員長に進行をお願いいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○野澤委員長

今、証人の方が来られますのでちょっとお待ちください。

(証人、久保田克己氏入場)

議事に入る前に申し上げます。

本調査特別委員会は平成25年11月25日の笛吹市議会本会議において、工事入札執行における不透明さに関わる疑義に対し、議会の権能を十分に発揮する中で事実を明らかにすることを目的に設置されました。

本日の委員会は関係人にご出頭を願って証言を求めることになっていますが、証人の久保田前副市長にはご多忙の中を出頭していただき、本当にありがとうございます。

何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できるように格別なご協力をお願いします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては地方自治法第100条の規定に基づき行われ、またこれに基づき民事訴訟法の尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができます。

1. 証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にある者、もしくはあつた者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れがある事項。
2. 証人と後見人、または被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れがある事項。
3. 証人と先に述べた関係者の名誉を害すべき事項。
4. 公務員または公務員であつた者が職務上知り得た秘密に属する事項などに関するとき。これらに該当する場合は、証人は証言を拒むことができますのでその旨を申し出てください。
なお、正当な理由がなく証言を拒否したり、虚偽の証言を行った場合は法律により罰せられることとなりますので、申し添えておきます。

またこのあと法律の定めにより証人には宣誓を行っていただきますが、証人と先ほどの血族および姻族関係者や証人と後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係のある事項について尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。

それでは、これより証人尋問を行います。

法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立をお願いします。

○久保田克己君

宣誓書、良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

平成26年7月8日、久保田克己。

○野澤委員長

ありがとうございました。

ご着席をお願いします。

続いて宣誓書に署名・捺印をお願いいたします。

(署名・捺印)

ありがとうございました。

これより証言を求めることとなりますが、証人は証言を求められた事項にのみ、お答えください。また発言の際にはその都度、挙手をされ、委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。またこちらから質問しているときは、お掛けいただいたままで結構ですので、お答えの際には起立ということをお願いいたします。

それでは尋問に入ります。

まず証人の氏名、住所を確認させていただきます。

氏名 久保田克己。生年月日 [REDACTED] 住所 [REDACTED]

[REDACTED] 相違はありませんか。

○久保田克己君

はい。

○野澤委員長

それではまず私から質問させていただきますが、この間の進行は上野副委員長をお願いします。

○上野副委員長

それでは野澤委員長が尋問を行う間、私が進行を務めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは、野澤委員長の尋問を許可いたします。

野澤委員長。

○野澤委員長

今日は大きく括って3点ほどの質問を私のほうでさせていただいて、それぞれ私の質問が終わったところで委員の皆さんのほうからの発言を許してありますので、そのような形にします。

冒頭、久保田さんのほうから先回の証人喚問での発言に関し陳述したいという旨のお話を伺っていますので、まずそれについて許したいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

ちょっといいですか。それは不調になった件でしょうか。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

決裁関係で、私、今回、前回の確認事項ということがございましたので、開示請求をいたしまして前回の議事録を読ませていただきました。その中で私が非常に緊張した中での、頭の中が混乱しておったということで、証言を訂正させていただきたいという箇所がございますので、それをお願いしたいということでございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

では、その点についての陳述をお願いします。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

ページが30ページと34ページにわたるところでございしますが、前回の証言で私が持ち回り決裁を私が指示、アドバイスしたというような発言をしましたが、それは誤りでありまして訂正をさせていただきます。私から持ち回りの指示、アドバイスをしたことはございません。私は公告委員会にあがってこない土木建築の案件につきまして、臨時の委員会を行うのかなと考えており、持ち回りのことは考えておりませんでした、当時。ところが翌日ごろ、日にちははっきり覚えていませんが、翌日ごろ持ち回りでよろしいですかという起案が、たしか私にまわってきたという記憶がございました。それで持ち回りということが慣例としてあるのかなということを初めて知ったということでございます。そこで26日に公告するには持ち回りしかないのではないかとということで私も承認をいたしたと、決裁をしたということでございます。決して私のほうからアドバイス、持ち回りをしたものではございませんので、そこを訂正させていただきたいということでございます。

それともう1点、すみません。私が的確な表現に欠ける、非常に長時間の喚問の中で後半、非常に私の意識の中で何を言っているのか分からないような状況がありました。そういう中で発言でございしますが、ページの38ページと39ページだったと記憶しておりますが、予定価格とそれから最低制限価格のところでございますが、これはもう一言で申し上げまして予定価格、最低制限価格につきましては市長のみ知るもの、専権事項であると。私どもは補助員でありまして、市長がいくら書くかというときは、そのときは私どもには知り得ないものでございましたので、表現が非常に不適格な表現をしておりましたので、そこを訂正させていただきます。

たい。市長のみ知るものでございます。

以上でございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

今、ひとつ緊張していた結果、発言の撤回修正。もう1点は非常に分かりにくい発言であったから、それは今言ったように予定価格と最低制限価格について、それはわれわれの知り得ることではなく、市長のみの専権事項だということでございます。

では私のほうで3点ほど、今日は聞きたいと思います。

まず1点は、御坂浄水場築造工事のうち機械電気工事ですね。これのまず内容の変更、公告内容の変更について、これが1点です。

2点目はそれがまた取り止めになっていますけども、取り止めになったこの事実関係ですね、どういう関わりをしたか。

3点目は御坂配水場の築造工事の工事入札に関する、そういうことお聞きします。

そして4点目に用意していたのは前の証言との食い違いの部分、このことについて質問したいと思います。

一応、今、久保田さんのほうから前の証言についての修正、あるいは明確な発言のし直しということでしたので、先に前の土木建築工事ですね、御坂浄水場の。それが職員の証言と違っていた点について、まずお聞きします。

ご存じのように浄水場の土木建築工事は1月23日に公告され、1月18日に取り止めとすみません。1月15日に公告を出し、18日に取り止めということ。よろしいですね。

○久保田克己君

はい、一番最初の。

○野澤委員長

要するに、これは1本目を出したものが2本にする、土木、建築で別々に分けるといような理由だと思いますけれども、2つに分けたと。それでそのあと、のちに土木工事に関しての入札が、公告が2月26日に行われましたけれども、これが結局、再入札をしても予定価格に高かったということで、調整に入ったということですから、ここに関して菊島職員の証言、1月23日に証言をいただいていますけども、菊島職員は最初の・・・。

○久保田克己君

委員長、1月23日の証言でございますか。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

職員のほうですよ。久保田証人には2月24日に証言してもらっていますよね。

○久保田克己君

はい、そうです。

○野澤委員長

1月23日に菊島職員から証言をいただいたお話だと、こういうふうに言っています。「最初の協議は私が、不調になったときですね、させていただいたんですけれども、私では駄目だ

ということで、続いて副市長にお願いして副市長のほうからちょっと協議のほうをしてくださいということだったんですけれども、やはり数日後に協議が整わなかったということでしょうか。いまして、結果として不調とさせていただきます。」というふうに菊島職員は言っています。それに対して2月24日の久保田氏の証言では、これは志村委員のほうからこういう証言をいただいているけどということで問いかけたものに対して、久保田氏のほうで、「ただいまの委員さんの発言なんですけれども、私のほうでは協議をしてくださいというような話は一度もございませんでした。私がそこへ行って協議した記憶もございません。職員から、あとは副市長に、今言われたような話は受けていません。私が業者のほうに行ったこともございません。」という、これは事実確認として、180度違うというふうに私は思うんですけれども、これについての再度の証言をお願いします。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

本当に、ちょっとその菊島リーダーですか、当時のリーダーですか。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

そうです。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

私はどういうところでそういうふうに使われたのか、私のほうは記憶がございません。ただ協議が整わなかったという説明と言いますか、それは受けておるような記憶がございます。ただ私は実際に、菊島職員の、例えばでは業者にいつ何月何日に、どこへ設定をしてというふうなことをされたのでしょうか。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

そこまでの証言はこちらのほうでは得ていません。そういう、今言った、言葉のそのままを私も書き写していますので、それ以上でも以下でもないということです。

よろしいですか。続けて。

○久保田克己君

委員長。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

例えばですが通常、契約担当者がそういうふうにおっしゃるならば、その場を例えば何月何日に業者のほうを呼びましたからこうしてくださいと言われるのが私は筋だと思いますし、私は業者と直接お話しした記憶もございません。

以上でございます。記憶がまったくありません。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

それは菊島職員のほうから再度聞くなりしないと、これはこれ以上話をしてもしようがないと思いますので、以上私のほうから前回の久保田証人の発言に関してのところでの質問をいたしました。この点に関して、今までの久保田証人の発言等に関して皆さんに発言していただきたいと思います。

○上野副委員長

では委員長と交代します。

○志村委員

はい。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

よろしく願いいたします。

今、野澤委員長からの前回の証人喚問の際に最初の土木建築を分割したあと、土木の入札不調の際には、一般的には協議随契という手続きに入ってくるということになるかと思いますがけれども、その際に担当者が協議に入ってくるという形をとりましたら、その菊島さんの証言によれば、私では駄目だということで、ついては副市長にお願いして副市長のほうからちょっと協議をしてくださいということだったんですということで、菊島さんは副市長にこの件について業者と協議をしてくださいというふうに報告をされたのではなかったんですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

そのへんは私も記憶が本当にございません。さっきも言いましたように、管財課長がその上にいます。総務部長もいます。そういう中でなぜ私なんですか。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

なぜ当時の副市長だったのかということをお私たちも感じているわけです。ですので、そこには何かそれなりの理由があるのではないかなということで、確認をさせていただいているわけですが、「その後、数日後に協議が整わなかったよ。というふうなことで伺いまして。」と菊島さんがおっしゃっているので、そのまま受け取れば、当時の久保田副市長から協議をしたけれども協議が整わなかったというふうにお伝えになったと受け取れるわけですが、そのようなことをお話しになったという記憶はあるでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

先ほどから申し上げていますように、もうその前がありませんので、あともないということのように私は記憶しております。

担当が、さっきから言いますようにその場を設定したければ、大体1人で交渉するというものではないと思います。例えば総務部長が一緒に行くとか、もし仮にする場合ですね。と私は理解しております。まったくその点については記憶がございません。担当者が協議随契が整わなかったということで、私はそれでもう協議が不成立というふうに理解しております。それ以上の記憶はございません。

以上でございます。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

この証言の中から受け取れるやりとりについては、平行線なのかなという感じがしています。結果、この土木工事を落札した業者さんと副市長は接点があったのでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

どういう意味での接点でございましょうか。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

この本件に関して、御坂浄水場土木建築工事に関して、この入札が不調になって再度、公告して最終的に落札して受注していただいたわけですが、その工事に関して副市長として業者と工事の内容とか、あるいは情報とか、そういったもののやりとりを庁内外で、もししたことがあればあったと、なければなかったということで結構です。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

基本的な入札にかかることでございます。そういうことは一切ないと記憶してございます。

○野澤委員

ほかに、前回の証言に関する事で委員さんのほうから発言がありましたらお願いします。よろしいですか。

(な し)

次の項に入ります。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

では2点目の質問をさせていただきます。

御坂浄水場のうち機械電気設備の工事入札に関する事ですけれども、これは2つに分かれます。ちょっと経過を申しますと、確認のために、平成25年2月26日に公告して3月4日に公告内容の変更ということがありました。また続いて3月19日に公告それ自体を取り止めると、失礼しました。3月15日に公告それ自体を取り止めということですが、まず最初のほうについて質問します。

最初の公告内容の変更に関しては、いわゆるOEM協定事項、これが参加資格に入っていたわけですが、これを削除するという内容変更です。OEMというのは言うまでもなく製品を頼む、企業名で製品を出せるということです。そういう協定ですから、製品を作っているところはその協定を結ばませんので、自動的に入札に参加できないということです。このOEM協定を削除するということは、製造元も加われるというふうに変更しています。これは職員から証人喚問でなくて参考人として聞き取り調査した結果ですが、この問題は市長から提起されて、協議してすぐ削除を決定したというふうに伺っています。しかし職員の記憶だと協議に誰が加わったか、極めて曖昧であったと。少なくとも管財課の課長、リーダーは加わっていたけれども、あとどういう形での加わりか、証言からも曖昧でした。

市長の理由付けは、今言ったようにOEM協定を結んでいるということは製造メーカーは入れない。削除しメーカーも入れるように入札の公平性と応札者の緩和拡大、こういうことが市長の理由付けであったのではないかということです。

それで久保田証人のほうに、まず1問目としてこの市長の提起かどうか、この事実については把握しているかどうか、この点について質問いたします。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

今、野澤委員長さんのほうから参考人招致というふうなお話がありました。どうして同じレベルの証人喚問をされなかったのでしょうか。質問させていただきます。職員の場合は、

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

誠に申し訳ありませんけれども、先ほど私が冒頭で言ったように私の質問、委員の質問にのみ答えていただきたいと思います。またその時間は設けますけれども。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

でもそれだと公平性が保てますでしょうか。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

一応百条の通例のやり方はこれで通っていますので、ではよろしいですか、委員の皆さんにかけますけれども、あとで私の質問が終わって、皆さんの質問が終わったところで久保田証人の今のような発言を許すということでよろしいでしょうか。この意見について、ちょっと。その点について、ちょっと皆さんの意見を。

○渡辺委員

今、委員長が受け付けないと言ったわけなんですけれども、ここでは調査の方法としていろいろあるということで、その都度、適切な方法は何かということを実際に模索してやってきているわけで、その点について証人のほうから疑義とかなんとかというようなことはあり得ないという話だと思いますので、このまま続けてください。

○野澤委員長

よろしいでしょうか。(はい。の声)

久保田証人。

○久保田克己君

ただ私の立場から言わせていただければ、ある意味、職員のほうは偽証にならない、私は言ったことが責任を問われる。それは公平性の観点から、どうしても納得できませんけども、前に進みませんのでお答えをさせていただきます。それはそれといたしまして。ただ前提条件、私はそう思います。

1年半くらい前のことですので私も記憶の中でははっきりと覚えていないんですが、今、委員長さんのほうから3月4日ということとOEMの削除という話が、質問がございました。ぼやっと記憶の中にあるのは、これは委員長がおっしゃったように、私の本当に記憶の片すみの中に市長は非常に勉強家でございます。その中でOEMが入っていることによって、非常に競争性を狭めていると。それから経済性もなくしているというお話を伺った記憶がございます。したがって、これは市長が勉強されて、どなたに言ったかは私は記憶がございません。お話しなされたことだというふうに理解いたしております。

以上でございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

では、市長のこの点については問題提起されて、ことが進んだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

あくまでも記憶の中を辿ってということでございます。はい。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

市長が職員にこういう形で提起して削除という形になりましたけども、この提起のとき、先ほどちょっと触れていますけども、副市長に、職員に提起する前に相談なりをかけていますか、どうでしょうか。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

ただいまのOEMの削除ということでございますか。はい。私はたしか、市長が一生懸命勉強されて、事前に削除したいというお話は伺ったような記憶がもちろんございます。

ただ私が同席していたかどうか、おそらく同席はしていなかったように記憶しています。ですからどなたにお話をしたという記憶がございませんので、私の記憶の中ではおそらく、その場面においては市長自らお話しなされたというふうに理解しております。記憶しております。

以上でございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

もう一度確認させていただきますけども、相談という形でなくて市長もこういう理由だからということで、事後的に、要はその職員のほうに内容変更を出す前に副市長のほうとの、2人だから協議という言葉がいいのかどうか分からないですが、そういうことをされたかどうかということをもう一度すみません。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

おそらく事前に、市長と私の間ですから、私のほうへご相談されたと思います。私もそういう、市長が勉強しているという状況は確認しておりましたし、私もいろんな委員会の委員長や、あるいはあいさつ要員とかそういったことで、本当に分刻みの日程をこなしておりましたので、その場にはいませんでしたが事前のお話はあったように記憶しております。

以上でございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

分かりました。職員からの、参考人としての聞き取り調査では協議に誰が加わっていたかということは、もちろん管財課長と管財課の契約の担当リーダーから聞き取り、彼らは加わっていたからそういう発言であったと。あとは誰がということで、今度は協議ですね、市長が問題を提起して、そのあとの協議、これについては今もちょっと触れていましたけども、久保田さんの知っている限りで加わったのか、加わらないのか、また加わったとしたらどんなように協議されたのか、もう一度そこをお願いします。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

OEMの削除でございますね。

○野澤委員長

はい、その件です。

○久保田克己君

先ほども記憶をちょっと呼び戻しているんですが、その協議のほうには私は入っていないという記憶でございます。

以上でございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

承知しました。

契約担当の職員としては、ここでのOEMの削除には違和感を持ったような発言でしたけども、副市長は今までのお話を聞いていると違和感はないというふうに私は判断して、

その点についてはどうでしょうか。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

そのへんにつきましては、先ほど申しあげましたように競争性・経済性という面からすれば、やはり市長とすれば市民の血税を少しでも少なくという財政的な面もお考えになったと。そして受注機会の確保を、やはり競争性の確保、こういったものを念頭に置いての指示だったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

ありがとうございました。

以上で私からのOEM削除の件については質問を終わりますので、私が今度は議長ということで進めさせていただきたいと思います。

委員の皆さんからの発言をお願いします。

志村委員。

○志村委員

ではよろしくをお願いします。

今、野澤委員長の最後のところ、OEM協定の要件を削除するというを職員に申し伝えた時点ではたぶん同席していなかったんだろうけれども、その前にはそういう市長の意向を聞いていたということは証言で分かりましたが、それを削除することに対して違和感はなかったですかという質問に対しては、市長はそういうことを考えての指示だったと思うというふうにお答えになっています。違和感を感じなかったということではよろしいですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

もう一度、すみません、最後のところをもう一度お願いします。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

当時、久保田副市長としてOEM要件を削除することに対しての違和感は感じられなかったですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

違和感というより、私は協議のときに説明があったのは、例えば管財課のほうからの説明だったか、水道課のほうか分かりませんが、そのメンテナンスの面で、例えば、そのへんは違和感の特になかったと思います。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

違和感はなかったということですが、この案件が、ほかのものも含めてですけども、今は機械電気の部分でということになりますけども、持ち回りの公告委員会をされて、それで臨時でするのかなということ、この事業に対する認識は十分あったというふうに感じられるわけですけども、その持ち回りの時点では公告案が出ているわけで、その時点ではOEM要件が入っていて、それが回ってきているときには、もうすでに執行伺い等の事前協議を受けていたと。今、メンテナンスを言いかけていたので、そういったメンテナンスの部分でOEM協定を設定して、メンテナンスをやりやすいように、できればそういった事業者さんに落札をしていただけるような形を取りたいなという事業課の意向もあったんだろうというふうに、私たちはお聞き取りの中で感じているわけですけども、それが公告してから数日して、やっぱりOEMは削除するよということになる。このことに対して公告委員会の委員長でもあった久保田副市長といて、あれ、どうしたのかなというふうにはお感じにならなかったですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

ただいまの志村委員のご質問なんですが、先も答弁したような、経済性と競争性という観点からすれば、市長のおっしゃっていることは、たしかに私、委員長として変更ということは非常にしのび難いものがあったとは思いますが、競争性・経済性という観点をしっかり受け止めるべきだなということで、変更はやむを得なかったのかなという記憶がしております。その当時はそういうことだと思います。

以上でございます。

○野澤委員長

ほかにOEMの事項の削除について。

小林委員。

○小林委員

ご苦労さまです。副市長。

確認から入りますけども、これを提起したのは市長ですよ。

○野澤委員長

では確認を。

○久保田克己君

そのように記憶してございます。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

それから職員の証言等の中ですけども、副市長が市長に指示をされ、そして削除したというような部分で、このOEM削除に関しては市長も副市長も専門家ではないので、その削除の背景は分かりませんが、とにかく議論なしにOEMは削除しなさいという、こういう命令というか、命令ですね、そういう部分を証言しているんですけども、先ほど来より副市長からお話がありますけども、そのOEM削除が経済性と競争性という部分は反面で、経済性と競争性

の部分であえてOEMを導入したというような部分もあるんです。どっちが正しいのかという部分はあるんですけども、要するにそのへんをもう一度、OEM削除が経済性、それから競争性の部分を言えば副市長は正しかったと、そう考えたわけですね。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

私の先ほどからの答弁のとおり経済性と競争性という2点の観点、それを市長がご指摘されて、まさに、私は委員長という立場で非常につらい立場ではありましたが、これはやむを得ないという記憶がしてございます。

以上でございます。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

要するにOEMを導入したほうが経済性から、その部分からいってメリットがあるという部分も証言している職員もいますけども、このへんはどっちがいいということは分かりませんので、これはこのへんで。

○野澤委員長

小林委員、いいですか。

○小林委員

OEMはいいです。

○野澤委員長

OEM事項の削除については、ほかに委員さんのほうからご発言はありますか。

(な し)

ないようですので、次に進みます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

先ほども言いましたけどもこのOEMの内容変更のあと、機械電気設備、浄水場のですね。これがそのものが取り止めとなりました。これは、きっかけとなったのは市長への匿名文書、これへの対応として最終的には取り止めになったと。3月15日ですね、これは昨年ですね、先ほど言っていた証言は今年になってから、そこをしっかりと言わなかったのですみません。昨年の3月15日、朝、市長が市役所にこの匿名文書を持ち込んだと。そして15日の午前中に市長、副市長、総務部長、そして管財課長、契約担当リーダー、公営企業部長、水道課長、以上で7名になりますけども、7名でこの匿名文書の扱いについて協議したと。結果的にはその日のうちに取り止め公告をしたということですけども、その決め手になったのは文書の内容について、その文書で問題にしている応札企業業者数、これに関する、これは3社というふうに言っていますけども、確認を再度する中で・・・。

○久保田克己君

委員長、すみません。今3社というのは何が3社なんでしょうか。

○野澤委員長

すみません。説明不足で。匿名文書の中で実際は3社しかないのではないかということです。2つの条件が重なることで。その3社をもう一度、こちらの行政のほうで確認作業をする中で競争性の確保等の理由でそれを取り止めたというふうに聞き及んでいますけれども、このような、1問目いきます、質問ですね、このような聞き取り調査の結果ですが、この今、私が述べた経過についての事実確認について、事実確認をしていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

今ちょっと思い浮かべて記憶を辿っておるところですけれども、すみません、3月15日ですか。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

3月15日です。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

たしか総務部長の招集で会議が開かれたというふうに記憶しております。その匿名文書はもちろん名前がなくて、差出人が分からなかったという記憶がございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

この件に関してはかなり職員の聞き取り調査では事実認識が一致しています。7人というような、午前中7人というような言葉でしっかりお話をいただいておりますけれども、今の副市長のお話しですと、当時の記憶が非常に曖昧であるようですけれども、副市長がどのような発言をそこでしたかということについて一応確認しておきます。記憶がなければいけないので結構です。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

私自身、そこで発言したかどうか、今、記憶を呼び起こすことができないんですが、ただ中身に書いてあったことが競争性が確保できないということ、それから職員の誹謗中傷もたしかにあったような記憶がありました。それはもう、要するにコピーではなく順にまわしたものですから、そんなにしっかり読んでいるわけではございません。だけど3枚くらいあったような記憶があったということは、相当長々書いてあったなという記憶がしております。その場で競争性が確保できない、けれども説明は5社と私は、大体一般競争入札をやる場合は5社以上、通常そういう形になっています。というふうに記憶しておりますが、実際に水道課長に調べさせたら、実は3社だったという記憶もございます。本当に信頼していた職員がそのようなミスを、説明、協議の段階でミスをしたと非常に残念でならなかった。非常に不信の念に駆られたという記憶がございます。もっと言えばやはりその競争性の確保がこれはできないな、という

ことだったような記憶がいたしております。

以上でございます。

それは私個人ではなく、全員の総意だったというふうに記憶してございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

確認ですけれども、自分の発言も記憶がないということですが、他の人の、その7人のメンバー、ほかの6人になりますけれども、そのへんの発言についての確認ですけれども、記憶の断片で、こんな発言もあった、人は特定できないけれども、そのへんがもしありましたら。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

ちょっとどなたがどういうことを言ったかというのは、ただ全員が見て、これは競争性が、5社と説明されたのに、なんだ3社、こういう、イメージ的に何やっているんだ、というそういう感じでした。

以上でございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

ありがとうございます。

最後に私からの質問になりますけれども、この匿名文書は誰が起草したものであるか。そのへんの心当たりとか、あるいはこの匿名文書に関わることで、自分なりの、匿名文書ですから情報はなかろうかと思えますけれども、私が予断を持って言うことではないので、そのへんについて、匿名文書に関する情報等、何かお持ちでしたら提起していただきたいと思えます。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

そのへんのところはまったく私どもも、なんと言いますか、なんでこんな投書が来るのかなというように感じて受け止めました。だけど実際に掘り下げていきましたら、当たっているところがありましたので、これは危険だということではございました。当たっているところというのは、今の競争性の関係というふうに記憶してございます。

どこからというのは、ですからどこからかが分かれば調査委員会を立ち上げます。例えば信憑性のある情報、あるいは談合情報、はっきりそういうものが認識されれば、直ちにその会議を調査委員会に切り替えて、他の人を呼び集めてやるんですが、誰が出したのか分からない。職員の誹謗中傷がたくさんありました。そういう中で調査委員会を立ち上げるまでのことではないなという結論になったように記憶しております。

以上でございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

ありがとうございました。私のほうからの基本に関わるような質問は以上で終わります。
これ以後、私のほうで進めさせていただきます。
委員さんの発言を許します。

上野委員。

○上野副委員長

今、15日の朝、山下部長が問題の手紙を持ってきてみんなでまわし読みをしたというよう
な、今の回答だと思うんですけども、山下部長の証言は私がコピーしてみんなに配ったという、
そういう証言があるんですけども、そのへんの事実関係がちょっと違うような感じがするん
ですけども、いかがですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

1年半前のことですから、だけどそういう情報を全員に配ってするかどうか、ちょっと私は
信じ難い。たしか、私の記憶はあくまでもコピーは、というのはそれが外へ、もちろん内部で
やっていることですから漏れるはずはありませんが、万が一の場合を考えてコピーはいただか
なかったと記憶をさせていただきます。

以上でございます。

○野澤委員長

上野委員。

○上野副委員長

山下部長が先ほど百条の部分、証人喚問、山下部長も証人喚問で証言していますので、そし
てそのメンバーは7人で、その場で協議して、あと私が全部回収して破棄したという、そうい
う答えをもらっているんですよ。それはそれで結構です。

ただ、今、談合情報とか公正入札を妨害する恐れがある情報のような、私は、その書面を見
て思うんですけども、そういうことが書いてありますし、そういう場合は公正入札調査会で審
議して公正取引委員会へ通報とか事情聴取をすべきではないかなと私は思うんですけども、そ
のへんをしなかった理由はなんですか。いかがですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

先ほども申し上げましたとおり、信憑性です。どこどここの会社がいくらでいつ入札、
落札するという前触れのものでありましたら、これは信憑性がある。あるいは報道機関から来
たものはすべて調査委員会にかけます。信憑性の問題だと思います。

以上でございます。

○野澤委員長

上野委員。

○上野副委員長

ただいま信憑性という言葉が出たんですけども、そのおおむね当たっているんで取り止めた
という、そういうお答えをされたんですけども、そのへんとの絡みというんですか、そのへん
はいかがですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

私は先ほど当たっているところもあったと申し上げました。

○野澤委員長

上野委員。

○上野副委員長

それによって公告の取り止めをしたことは純然たる事実で、市長から公文書で私たちもこれ
はもらっています。その全部が全部正しいか、正しくないかというのは私たちも知るべしもな
いんですけども、おおむね当たっていて公告を取りやめた・・・。

○久保田克己君

おおむねではありません。

○上野副委員長

事実があって、それで取り止めたということは事実の部分でありますので、そのへんの見解
をもう一度お願いします。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

見解ですか。私は先ほどからも、最初から終始一貫していますけども、当たっているところ
もあったということで誹謗中傷が大部分だったと記憶しております。ですから信憑性の観点か
ら、これは調査委員会を開くべき筋のものではないと。それは私個人が判断したわけではなく、
全員がそういう判断をしたと。そこの何人だったか知りませんが、市長も私も総務部長も
いる中で、当時の山下部長のことですよね、総務部長ですよね。そういう見解だったと私は記
憶しております。

以上です。

○小林委員

今の関連で。

副市長、これが市長への手紙、匿名の。これを市のほうへ前島議長名で倉嶋市長にこれを問
い合わせしたんですよ。その回答文書なんですけども。

○久保田克己君

議長名で市長に。

○野澤委員長

ちょっと待ってください。小林委員、ちょっと待ってください。経過をお話ししないと分か
らないです。

すみません。5月の半ばにわれわれ委員と、あとプラス議長のほうにももちろん差出人なしの
封書でそれぞれ郵送されてきたんですよ。この文書が。われわれは現存していないというふう
に。

○久保田克己君

議員さん全員にですか。

○野澤委員長

ここ9名と。委員と議長。だから10通ですね。そういう形でわれわれが再度、この問題についても取り上げたということで、一応、一時はこの文書は現存しないのではないか。先ほど言ったように、執行部の間でもどこかに綴じ込んであるかもしれないという発言もあれば、破棄したのではないかという、それは曖昧で、調べてもらってもとりあえずなかったということですけども、5月の中旬になってわれわれに郵送されてきたという経緯があつてのお話です。

小林委員が途中ですから。

○久保田克己君

ちょっと今の委員長の発言。破棄されたというような、今、委員長の話がありましたけども、どうということなんでしょうか。すみません。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

私たちもこういう文書がきっかけで、この機械電気設備の入札が取り止めになったということで、その文書はどこかにあるのではないかということで、当時の、今、上野副委員長のほうからコピーがまわったのではないかと、誰か持っているのではないか。そして山下部長が大元締めですから、山下部長に言ったらどこかに綴じ込んである可能性があるという山下部長は言っていましたけども、次の引き継ぎを受けた部長が調べてくれたり、管財課のほうでも調べてもらったけども、なくて、破棄したのではないかと。これはどこかにあるかどうか分からないので、一応そんな経緯です。

○久保田克己君

ありえないですね。本来、その手紙、匿名文書がもとになって競争性が保てないというのはなぜ破棄、破棄ですか。そんなでたらめの市がありますでしょうか。職員ですか、それは。私は本当に憤慨しますよ。すみません。

○野澤委員長

ちょっとそれは、証人が今思うことであつて、そのようにわれわれは聞き取っています。

○小林委員

今、久保田元副市長さんがおそらく憤慨したと思いますよ。要するにこれだけの文書、18億6千万円の工事が入札の4日前に取り止めになったんですよ。それからいろいろ、そのあとがあるんですけども、その部分で今、われわれ百条でやっているんですけども、副市長さんが憤慨した、これだけの要するにその根拠になる部分が、たしかに匿名ですよ、匿名でこの中は誹謗中傷がありましたけども、われわれこれを見たんですよ。10人に郵送されてきました。よく見ましたけども、特に誹謗中傷ではなくて固有名詞も入っていますけども、業者名も入っています。官製談合が入っていますよね。それから競争妨害とも入ってますね。こういう部分で、なぜこれを破棄したのかという部分でわれわれも憤慨したんですよ。しかし先般、5月ですけども、送られてきたと。こういう事実の中でこれを市長に、この話を最初にしたときは2月の中で、こういう・・・。

○野澤委員長

小林委員に言いますけども、質問の論旨をしっかりと。

○小林委員

言います。その中で回答書、私がさっき言いました回答書の中にその内容がおおむね当たっている。おおむね、おおむね当たっていたので、このまま進めるわけにはいかないと思ったということで、これを4日前に取り止めにしたんですけども、副市長さんが言っているとおり、われわれも憤慨です。そのへんのところは一致しますけども、さっきの匿名なり、そして誹謗中傷であり、報道関係でもないし、こういう部分からこれは扱うべきではない、そういう部分でしたか。

○久保田克己君

べきとは言いませんけども。

○小林委員

公正入札で扱うべきではないと、こういうことですよ。ところが副市長さん、この公正入札の要綱があるんですけども、要綱には例えば談合情報でありますけども、はっきり官製談合、競争妨害、これは入っているわけですね。それから個人名も入っていますけども、特に私が考えているのは、ですからこれは副市長さん、当時見たとすれば絶対に公正入札審査にかけるわけですよ。ですからどうですか、そのへんは。

○野澤委員長

ちょっと小林委員、個人名は入っていないですよ、どこにも。間違った職員名だけ1つありますけども。個人名ありますか、どこにありますか。個人名ですよ。某は個人名ではないでしょう。現実の認識が違って、副市長さんのほうに質問すると間違ってしまう。

○久保田克己君

すみません、もう一度、最後の質問事項だけお願いします。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

副市長さん、当時、1年半前に見たばかりで持っていないようですから、コピーをしてあるそうですけども、どうですか、配布したら。

○久保田克己君

小林委員さん、その送られてきたというのが本物かどうかというご確認は誰がしたんでしょうか。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

これは倉嶋市長がおそらく間違いないということで。

○久保田克己君

私は見ていないので分かりません。

○野澤委員長

一応、当時の7人に確認してあります。時間が経っていますから、これはまったく同じだというふうに言っている人はもちろんいないですけども、これだったのではないかと。違うと言った人は一人もいませんので、ほぼ同じものと見てもいいかと思えます。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

でしたら証人喚問の際に職員はどのようにお答えになっているのでしょうか。

○志村委員

それはおかしいでしょう。ちゃんと進行してください。

○上野副委員長

違う質問に答えてもらうということで。

○久保田克己君

ただ、私もちょっといろいろお聞きしないと、証人喚問ですから、私の場合は。やっぱり正確に情報を教えていただかないと答えられません。

○野澤委員長

ではいいですか、今のことは。

○志村委員

ではすみません、今の取り止めの機械電気についてお聞きします。

匿名文書の協議をされて、その朝、15日の朝、7名ほどで協議をされたというふうについております。その際に5社あるかと思ったら3社かということでお怒りになったわけですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

はっきり言葉に出したかどうかは分かりませんが、私は非常に職員の体たらくだと思います。もっと言いますれば条例、規則、規定、全員がそうとは言いません。見ていない方が多すぎる。これはどうだと質問すれば、ちょっと待ってください、前の書類を開きますからと持って帰ってなかなか来ない。ですからもとに定められているもので、これこれこうだからこうしたいという説明をいただきましたかっと思ます。

ですから、大変申し訳ありませんが、委員さんの前で、申しにくいことを申しまして申し訳ありません。

職員にもっとしっかりしていただかなければ、市民の血税と、本当に申し訳ない、しっかり勉強していただきたい。本当にそう思いました。

やはり原理原則、条例規則、規定、要綱、こういったものはしっかり頭の中に据えて仕事はやっていただきたい。ですから全部この変更、それから取り止めは、ある意味、変更しなければおかしいことになっていたんです。私に言わせていただければ。それぞれの変更、取り止めが、それぞれの場面で確実に正しかったんです。何で私どもが、この百条にかけられなければならないのか。

○野澤委員長

分かりました。ちょっと質問の・・・。

○志村委員

それでは、その時点で協議されて、取り止めという結論は協議の結果、出たものでしょうか。

それとも、もう中止だな、これは。という方向性で協議をされたんでしょうか。

○久保田克己君

1つは、先ほど申し上げましたように、職員の説明が5社と。これが3社。では、例えば、OEMを削除しなかったら2社ですよ、志村委員、どうでしょう。

私の思いは、本当に・・・。

○野澤委員長

申し訳ないんですが、思いとか何とか、ここで、気持ちは分かります。

次の時間も、またあれですから、質問に答えてください。

○志村委員

では、もう一度聞きますが、協議では協議の結果、中止になったのか。これは中止だなというところで協議をされたのか、どちらですか。

○久保田克己君

それはもう、要するに協議の結果、総意です。

説明が5社の3社、これだけで水道課長はもう頭が上がりませんでしたから、当然、公営企業部長も、これでは、もう全員が必然的にそういう形になったという認識をして、記憶しております。

以上です。

○志村委員

公告委員会の委員長の立場にあった副市長として、入札の延期という方向もあったかと思いますが、そういった選択肢は検討されなかったのでしょうか。

○久保田克己君

延期ですか。

競争性がもう確保できない。その匿名文書によって、先ほども言いましたように、当たっているところもあるということは、もう全員の総意で、それはやめましょうという結論だったと記憶しております。

そして市長がそれを決断したということでございます。

○志村委員

では延期という選択肢は、そのときにはなかったということよろしいですか。

○久保田克己君

もうそのときは本当に事業課で申し訳ありませんということの中から、もうこれは中止にすべきだと。延期しても3社には変わらないではないでしょうか。

○志村委員

この案件の入札方法では、最低入札参加者数不適用となっておりますが、これで結構なんじゃないでしょうか。

○久保田克己君

不適用ということですか。

不適用という、そういう細かいところまではあれですが、やはりそうはいつでも競争性が確保されなければ、いくら不適用とあっても、そのへんは公平な入札と言えるでしょうか。私は、そのように理解しております。

○志村委員

職員の方々も法令、規則等を遵守しながら作業を進められているという思いもあるわけですが、その部分で不足している部分もあるのではないかというお話もありました。

入札公告では、しっかり参加者数の確保というところが不適用と書かれています。これは、持ち回りの公告案の審査公告委員会でも、その文面で回っていたはずですが。

それが、その時点でなぜ競争性の確保が不可能だと、委員長としてご指摘されなかったんですか。

○久保田克己君

その不適用というところは、本当にある意味、事務的というか、私どものありに分からない部分、本当に隅々まで、その公告の原案の、では地域要件だとか実績要件だとか、その他いろいろありますが、不適用ということは、例えば1社でも可能だという意味でしょうか。

○志村委員

質問にお答えする立場にないわけですが、不適用というのは、一般的通常の入札公告であれば、参加者数は1社でも入札が可能だということだと私は理解しています。

ということで言えば、この時点では申し込みが2社あったかと思いますが、その協議のときに、それではよろしくないという判断は、競争性が確保できないということで、1つの理由として成り立つとも思います。

でも一方で、参加者数不適用という形で公告をしていて、入札の申し込みをしている業者からすれば、なぜこれが取り止めになるのかということところは、非常に疑問に感じられると思うわけです。

そのこのところ、やはり公告委員長としてのご判断をしっかりと、公告案の段階からしておく必要があったと、私は感じます。その意味で、その朝の協議で延期という対応を取られなかった。そして、審査委員会を開くという選択もなかったと。それは先ほどのお話ですと、信憑性の問題があったということですが、このこのところを当時、取り止めにした大きな理由としては、職員の方々からお聞きした範囲では、その匿名文書ということに聞いております。最後に私からお聞きするのは、当時の副市長として、やはりその文書が取り止めの大きな要因だったと考えていますか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

やはり文書もともかくですが、何と言ってもやはり実際の公営企業、水道課に確認をしたら、実際に3社だと。これは本当に競争性が確保できないではないかと。この入札が市民のためになる入札かどうかという観点から考えたときに、より競争性が増したほうが、改めて入札をやったほうが市民のためになるのではないかと判断だったと記憶しております。

○志村委員

最後に1点確認しますが、文書がなければ競争性が確保できていないことも分からなかったということで、よろしいですか。

○久保田克己君

そのいろいろな日程上の因果関係もあろうかと思いますが、実際のところ、市長も私も専門技術者ではないんです。

さっきも答弁の中で答えさせていただきましたように、市長は一生懸命、勉強をしてOEM削除を考えた。私も勉強しても、そういう専門技術というのは、もう分業、分業で、これは水道課、これは農務、これは土木と、それぞれ分業でやっていますから信用するしかないんです。

私の中で、ではそれをもう1回積算してなんていってれば、仕事が前へ進みません。ですから、分業でやっているわけですから、当然、職員のことを信じてやっているわけです。それ

を裏切られたということですね。競争性が確保できないという理解だと私は思っております。

○野澤委員長

ちょっといいですか。

今、志村委員が言ったのは、その文書の存在がなければ、そのままこの公告は通ってしまうのかどうかという点です。

それについて聞いているんです。

○久保田克己君

先ほども、言うてはいけないことかもしれませんが、職員の不信感という言葉をつい出してしまいましたが、それはその入札までに、今、委員長がおっしゃる15日に取り止めになったと思いますが、それまではその3社ということに気が付かなかったことは、事実でございます。と記憶しております。

○野澤委員長

確認です。

それがなかったら、そのまま通ったというふうに理解して、よろしいかと思えます。

ほかに。

小林委員。

○小林委員

委員長も志村委員も質問しているんで、その間を縫ってという部分で重なる部分もあると思いますが、やはり副市長、さっきの不適用の部分、これは副市長、私は勉強不足だと思いますが、どうですか。この不適用は1社でもいいんですよ、入札。

○久保田克己君

先ほどから、答えは繰り返しになりますが、不適用以前の問題で、競争性が確保できないと。職員の説明が誤っていたわけです。通常5社以上を一般競争入札は、通常は入れていますよ。それを3社と。自ら公営企業のほうで認めているわけですから、これは全員の総意で、これはもう駄目だと。中止にすべきだということだと思います。

○野澤委員長

確認されたことはなるべく言わないでください。

○小林委員

はい。

それを言っているのが、入札審査会の委員長なんですよ、副市長は。ですから、私もそれを言っていますが、これ以上、質問をしてもあれですから、このことはいいですが、さっきも言いましたように、非常に高額な、18億6千万円、この金額の部分で、これは入札審査会へかけていないですよ。これはどうですか。その理由を教えてください。

○久保田克己君

これは、恐らく証人喚問されているから、お分かりかと思いますが、職員の要する設計・積算で、それが積み上がって入札執行伺いで、手順とすれば恐らく出されるという手順だと思いますが、要するに委員会というのは、もう年間スケジュールの中で何月には何回、何月何日という、月に1回のときもあれば、回数が必ず月によって同じではなかったと記憶しております。私が委員長、一番最初の1月のときのところは、全く初めてだったので記憶がなかったわけですが、そういう中でやむを得ず、要するに積算・設計、また協議、原案は水道課で作成する。

それを管財課へ出して、その調整をかけるというのが、例えば地域要件だとか実績だとか、そういったものは事業課では分かりませんから、管財課がそこで調整をして、そして原案を作成するという形の中で、そのことが工期を逆算する。

例えば、これはみんな国庫補助事業です。ですから、特に土木・建築の場合は、予備費でございましたので、繰り越しができません。機械・電気につきましても、これも国庫補助事業でございまして、できればもちろん年度内に完成したいという目標を持ってやられていました。

ですから、職員とすれば、精いっぱい頑張って努力したけれども、結果として公告委員会に間に合わなかったというのが現状だと、私は理解しております。委員長として、開けなかったのは、例えばこれからのことを考えた場合・・・。

○野澤委員長

聞かれたことを、できるだけ簡潔に明瞭に、申し訳ないですが。
次も控えているので。

○小林委員

これは審査会ももちろん開かれていないし、それから決裁も持ち回り決裁なんですけど、この指示は副市長ですか。

○久保田克己君

すみません。土木・建築のときに確認事項でお答えをさせていただいたとおりでございます。

○野澤委員長

先ほど一番冒頭に言ったでしょう。

○小林委員

だから、土木・建築でなくて、この部分は誰の指示かということです。

○久保田克己君

指示はしてございません、私は。必然的に工期に間に合わない。

○野澤委員長

ほかにございますか。

(な し)

ないようですから、この件に関しては以上で終わります。

ちょっと休憩します。

ちょっと打ち合わせで。40分まで。

○小林委員

ちょっと休憩前に、さっきの手紙、副市長にも配布したらどうですかね。

○野澤委員長

それはいいでしょう。(それはいいだろう。との声あり)

休憩 午後3時30分

再開 午後3時40分

○野澤委員長

では再開いたします。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

最後の質問に入ります。

最後の質問は、御坂の配水場の築造工事の入札に関する事、これに関してですが、設計価格が約3.1億円ということですが、平成25年2月26日に公告を出して、2日目の28日には取り止めになったということです。

聞き取り調査の結果から、副市長からの命令的な指示、要するに協議するとか、そういうことではなくて、一方的な指示によって、提起されたと。

そのあと、理由としては、この取り止めの理由は単独企業ということで公告したけれども、これはJVにすべきだということが理由付けということですが、副市長から提起されて、管財課長と契約担当リーダーの協議の中で、これは取り止めを決定したということです。

証言もちょっと、先ほどから過去のことでありますから、聞き取り調査でも、職員の中でも多少の揺らぎがありますが、副市長が言うのは、3億円以上、これは市のJV、共同企業体でも発注できるということになっているから、これを考慮してのことではなかったかと。

また、あるいはほかの職員からは、理由の説明はなくて、何しろ取り止めろということで、命令的で理由も聞かされていなかったというようなことを聞きました。

いずれにしても、この件に関しては、協議をしたとかということではなく、副市長からの一方的な指示だということで、取り止めが公告の2日後に決定されたと。

そこで、副市長に質問しますが、まずこの職員からの聞き取り調査の内容について、相違はないかどうか。

先ほど一番最初に、冒頭に言うべきでしたが、質問者の質問だけに端的に答えてください。ほかのことはいいです。

質問する人もできるだけ簡潔に何を聞きたいかを、はっきり命じて発言するように。

まず1問目は、この事実相違があるかないか。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

今、委員長さんのおっしゃられた、確か1年半、2月の今、28日とおっしゃいましたか。私の記憶では、市の要綱が、共同企業体の取扱い要綱、これが3億以上、土木の場合は3億以上の場合はJVという要綱がございました。

実は、私は委員長ですから、この単体発注というのは、職員から説明を受けるのに、確か境川ですか。確か境川だったような気がしますが、その例に倣って単体発注をしたいという、確か説明があったように記憶しております。

だけど、私は一応、基準という要綱があって、3億という要綱があれば、これでJVでやるべきではないかということをお話をしていました。

以上でございます。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

事前協議の中で副市長がそういう発言をしたということは、これは聞き取り調査でも、その

ような聞き取りを得ています。

端的に言うと、非常に私は疑問に思うのは、そこで副市長が共同企業体でも、この件はいいのではないかと言いながら、結果としては単独企業になったと。

そして2日後に、またそれがひっくり返されたと。ここの間に、副市長に、具体的に言いますと、何らかの働き掛けがあったのではないかと。2日でひっくり返るなんていうことは普通は考えられない。

それも、今までの発言のように、全くそのことに関して副市長が、仕事で忙殺とかいろいろされていて、気が付いていない自体ではなくて、もうすでに副市長の頭では共同企業体ということが頭にあって、でもみんなの協議の結果、単独企業でいくと言いながら、2日後にですよ。この2日後の急展開は、どのような事実経緯のもとか。この点についての証言をお願いします。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

確かに今、委員長さんがおっしゃるように、2日後かどうか、ちょっと私も記憶が薄れておりまして、分かりませんが、実は市長からこの案件については、要綱が3億以上なので、これは市の要綱に定められているという、土木の場合は3億円以上、おおむね3億円以上。これを適用すべきではないのかと、市長から研究しろという指令を受けましたので、私はすぐ県へ連絡を取ったと思います。県の土木へ確認をして、県ではやはり要綱がありまして、土木、はっきり覚えていませんが、確か同じ3億だったという記憶がございますが、内容のいかんを問わず、金額で3億円以上のものは県はJVで発注しております。

それによりまして、いわゆる受注機会の確保、それから技術の親と子、例えば技術の子に対する伝播、技術の向上ですね。それから、あとは例えばの話、親と子、どちらかが倒産のようなことがあった場合には、それをそのまま続行できるというメリットがございます。いわゆる受注機会の確保もあるし、そういう倒産のような場合には、引き継いでその企業が事業を続行できるか。そういう助言もいただいたということで市長にお話ししたところ、それは原理原則、JVにすべきだという指示をいただいたということでございます。

以上でございます。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

私が今、聞いたのは、副市長がこれを職員に命令的に、ほぼ一方的に指示したかどうかを聞いているんです。その点だけで答えてください。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

私の記憶では一方的というより、今のような受注機会の確保、技術の伝播、そういう意味でのお話をした記憶がございます。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

先ほどの証言で、今まではその市長とのやり取りについては、職員からの聞き取りでは得られなかったんですが、今のお話ですと、確認ですが、市長がこれは3億円以上の事業で、JVでも基本を達している。JV適用でも。

その市長の考えを受けて、副市長のほうで職員にそういう指示、途中での県への問い合わせ等があるにしても、こういう理解でよろしいでしょうか。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

県からの助言もいただく中で市長にご報告をしたところ、原理原則、要件に定めるところであるとおりにすべきだという指示をいただいたということでございます。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

私からの質問は以上で終わります。

今度は議長を代わります。

皆さんの、これに関する質問はありますでしょうか。

○小林委員

原理原則、この言葉は久しぶりに聞いたんですが、元市会議員からの提案、助言の中で入札の原理原則、この言葉を聞いてから、1月15日の入札が変わったという、そういう部分なんです。今回のこの御坂の配水場のこの件に関しても、これは当初は単独なんです。単独です。これは原理原則から言うと、地元業者なんです。

ところが今度、このJVになってからは、山梨県内で要するに本社・本店、P点1千点、市内の子は本社・本店、土木700という数字に変わったんですが、この原理原則が、このところは覆るんです。

要するに市内単独から、今度は県内JVなんです。この原理原則は、ここでひっくり返ると思いますが、いかがですか。

○久保田克己君

小林委員のご質問でございますが、やはり技術力とか経営力とか、価格には出ない多様な要素、これは受注機会の確保、技術力、経営力、こういったものが今、すみません、小林委員さんから1千点の700点と言われましたが、土木のときには1千点の650点だと、私は記憶しております。

ということは、子どもが700点になったということは、これは技術レベルが非常に高いんだということからすれば、やはりJVでよろしいのではないかなと考えます。

ですから、何が何でもすべてのものが、この地域経済、要するに地元だけでやる、こういうものでは、私はないと思います。できる範囲の中で競争をもって、透明性を持ってやるべきだと考えております。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

では、配水場の関係でよろしく申し上げます。

26日公告、28日取り止め、確認ですが、取り止めの指示をされたのは28日でよろしいですか。

○久保田克己君

1年半前のことですから、日にちまではすみませんが、今、委員長が言われれば、そうであろうかなというくらいで、私、今の記憶はすみません。

○志村委員

この事業に対して、執行伺いの段階から共同企業体でJVでどうかというお話を当時の久保田副市長が事業課・担当課にしたとお聞きしているわけですが、その理由を願えますか。

○久保田克己君

先ほどと繰り返しになるかもしれませんが、要綱の適用ということ、それから市長からの指示もございまして、県へ確認をして、やはり県では要綱どおり金額で3億円以上のものはJVでやっている。そこを参考助言をいただいたということでございます。と記憶しております。

○志村委員

副市長はそのように、事前の協議の段階で指示をしていましたけれども、持ち回り公告委員会を経て、報告された段階ではJVになっていなかったと。

ここの点については、公告委員会の委員長として、公告案を持ち回り審議した結果としてJVになっていなかったということについては、その公告も出てしまっているわけですね。この点について、その日に、あるいはどういうことなんだということで管財課なり水道課なり確認はされなかったんですか。

○久保田克己君

何の確認ですか。

○野澤委員長

もう一度お願いします。

○志村委員

実際に2月26日に公告されたものについては、JVにはなっていないわけですが。事前協議の段階ではJVにしたかどうか。しかし、いろいろ事業課から説明を受けて、JVにはしなかったという公告案で公告を出した。

そのときには、それで了解されていたんだと受け取るわけですが、しかし先ほどのお話ですと、もうその前の段階から県に確認をしたり、市長の意向も受けて、やはりJVでやろうということですから・・・。

○久保田克己君

前ではないんです。

○志村委員

では、それが公告が出てからということで、よろしいですか。

○久保田克己君

志村委員の質問ですが、公告が出てから市長から、これは要綱適用に、おおむね3億円以上の土木、要綱を適用しなくていいのかという問いがありましたから、私自身では、その会議の中でもJVにするべきだと主張したけれども、境川の例によって、職員のほうでこれは単体で。だから、委員長としては、私は確かに1回は認めました。だけど、その後の指示といいですか、市長からの問い合わせにおきまして、県に確認をしたという記憶でございます。

○志村委員

それでは26日公告が出て、その後、市長からいわゆるそういった高額なものの入札に関しては、共同企業体という形で発注するのが、要綱に照らしても適切ではないかということで、そのように指示をされて28日に取り止めになったという理解でよろしいですか。

○久保田克己君

ただいまのご質問ですが、私のほうで県の土木部へ確認をして、そのメリットというものを把握した上で市長に説明をして、県ではこういう方法をしていますと。そして、こういうメリットがあると、その説明を市長にしましたら、これはやはりJVでやるべきだという指示を受けたということを記憶しております。

○志村委員

配水場の内容的には、ほぼその事業費の8割から9割程度がタンクという形になっていると確認しています。タンクということになると、製造メーカーも限られているという中で、これは必ずしも共同企業体でなくてもいいのではないかと、事業課も管財課も考えていたと。

この点については、市長と協議の中で副市長から部下である職員の意向を市長にお伝えするという事は、されたんでしょうか。

○久保田克己君

公告をしておいて、市長の公告決裁をいただいていますから、そこは市長も認識をしていたと思いますが、あえて、だけど要綱を見ていたら、3億円以上ではないかと。要するに取扱い要綱に適用しなくていいのかと言われて、私も県へ確認をして、そのメリットを市長に説明して、そこでやはりこれは市長、決断されて、やはり県のような手法を参考にして、やはり一定の金額をどこかで定めを、枠を決めておかないと、このときはこうで、あのときはこうだとなつてはいけないので、やはりその金額でやるべきではないかという指示をいただいたと記憶しております。

○野澤委員長

今の志村委員の質問は、8割からがタンクだから、単独でもいいのではないかという事業課の案を話を、副市長が市長のほうに、今、一方的なJVの話だけ伝えたということではなくて、そのへんの話をしたかどうかという質問です。

○久保田克己君

タンクは、確か事業課では8割ぐらいと、確か聞いていたと思います。

そうですね、8割だと思いました。

だけど、先ほど申し上げたように、受注機会の確保とか、それからもし倒産した場合とか、技術の子へ対する伝播とか、いわゆる私、考えますに、何が何でも市内企業ということではなくて・・・。

○野澤委員長

伝えたかどうか、伝えなかったら、伝えなかったでいいです。

現場のそういう声を伝えたかどうかを聞きたいんです。

○久保田克己君

ちょっと今、記憶にそこまで入ってございません。

○志村委員

この1回目の2月26日公告の配水場、これについては、事業がここで公告をするというタ

イメージですと、設計が間に合っていなかったのではないのでしょうか。

○久保田克己君

ここと言いますと・・・。

○志村委員

2月26日。

○久保田克己君

2月26日に設計が・・・。

設計が間に合っていなければ積算もできないですし、それはちょっと私、聞いております記憶にございません。

○志村委員

分かりました。

この点については、7月に再公告をする際に、配管工事を追加しています。2月26日の時点では配管工事の設計までは間に合っていなかったという理解をしています。

その部分はいいいんですが、2月26日に公告した最初の配水場の公告から、今度は7月9日に再公告をされた際にはJVになりまして、最低入札参加者数が2社という形になっています。

先ほどの機械・電気と同じで、最初の2月26日の公告では、入札参加者数は不適用という形だったんです。このときには笛吹市内に本社・本店があることでしたが、7月の再公告の際には今度はJVとなりまして、山梨県内に本社・本店、子のほうが笛吹市内に本社・本店となりました。

これは競争性、それから地域経済という2点を主に、これまでいろいろ指摘されてきました、この観点からいって、妥当な変更だったと公告委員長としてお考えですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

さっきから、ちょっと私、言おうということでもちょっとあれだったんですが、例えば土木・建築を分けて、建築の場合に確かあのときは笛吹市内、山梨市、甲州市が親だったと思います。

そのケースバイケースといいますか、この技術、この金額、これは市内、例えば県内・県外、全国といいますか、そういう段階的なものもあろうかという理解をしたという記憶がございます。

○志村委員

では、入札の公告委員会の委員長ですので、細かいところまではというお話もありましたが、入札参加者数、JV2社と分かっているところについては、これは実際にはもっとたくさん応札可能だったかなという感じもしますが、委員長としては当時、そんなところは、ご指摘されなかったのか。あるいは通例5社ぐらい、入札参加業者がある、そういう場合に参加者数は3社、あるいは5社と間口を広げておくのがよいのか。あるいは公告の段階で不適用という場合には、もう1社でも想定しているということになります。2社ということになります。これはその意味では公告委員長としては、これで十分だったのでしょうか。

○久保田克己君

今、志村委員のご質問ですが、2社というのは最低が2社ということで、不適用というのは1社でもいいという、こういう理解でよろしいですね。そのへんのところは、私ども市長も含

めて、あまり細かいところは、やはりその説明の中で出てきませんでしたし、そこはもう発注担当者、課長段階での裁量だと、私は記憶してございます。

以上でございます。

○野澤委員長

ほかに。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

以上、私どもの質問からの関連質問を終わりますが、そのほかで今までの件に関する事、浄水場の機械・電気設備から始まって、配水場の築造工事、これに関する事で質問しておきたいということがありましたら、お願いします。

志村さん。

○志村委員

すみません、1点確認ですが、冒頭、久保田証人から前回の証人喚問の証言に対して、訂正をという申し出がありました。

その中で2点目の部分、予定価格と最低制限価格については、市長のみが知るものであるということですが、副市長は就任になって約3カ月程度、総務部長もご一緒に市長のサポートをされたと伺っています。

その時点では、前回の証人喚問の際には3人、そこにいるわけですから・・・。

○久保田克己君

管財課長もいます。

○志村委員

では、4人ということになるかと思いますが、価格を知り得る状況にあったと、前回は当時の趣旨を証言をされたわけですが、そうすると4人、同じ部屋にいて、予定価格、最低制限価格、調整してつくと。調整している段階で、副市長はそれを知り得ることは不可能だったということでしょうか。

○久保田克己君

志村委員のご質問にお答えしたいと思います。

件数が何10件もあります。当時、総務部長が折って、市長が記入したものを総務部長が折って封へ入れて最後に金庫へ入れる。私どもは、もちろん一覧表は管財課、課長リーダーかちょっと記憶はありませんが、一覧表は私ども、見ておりませんし、市長が見えるところで書くわけがありませんし、そこは私ども、知る余地もないということでございます。

以上でございます。

○志村委員

前回の証言では、「全員知っているということですね」という質問に対して、「そうですね、そこは」とお答えになっていらっしゃったので、事業は何ということとはともかく、価格の調整をしているものを、場合によっては目にすることも当然あったのかなと、前回はお聞きしたわけです。

今回は、明らかにそれは、そんなことはないという訂正という確認をさせてください。

○久保田克己君

先ほど冒頭申し上げましたように、その当時、その証人喚問という、非常に緊張する中で頭

の中が混乱しておりました。

本当に確か2時間ぐらいの長時間にわたってという記憶がございます。休憩もなく2時間という中で、頭の中が整理されていなかったんだなという記憶がございます。

以上でございます。

○志村委員

分かりました。

○小林委員

確認事項みたいになります、先ほどの冒頭の訂正というか、発言をさせていただきたいという中で、最低制限価格は市長のみしか知らない、こういう発言でしたよね。

○久保田克己君

予定価格も最低制限価格もとのことでございます。

○小林委員

両方ですね。

予定価格も最低制限価格も市長のみしか知り得ないと、こういうことでよろしいですね。

この今回の浄水場の機械・電気の中で、最低制限価格びったしの入札があるんですが、これはご存じですよ。

○野澤委員長

知っているか、知らないか。

○久保田克己君

ちょっと委員長、すみません。

一言だけ。

これは事後審査型の一般競争入札ですから、ですから管財課のほうで当然、見積りといいですか、そういったもの等の審査をして、印もあるかないか、そういったものを最後、確認をして、事後審査ですから、OKを出していると。ですから、予定価格と最低制限価格の間の数字であれば、それは落札だということだと思います。

以上でございます。

○小林委員

それが妥当のあれだと思いますが、そういう中で知り得るのは市長のみなんですけど・・・。

○久保田克己君

私は知り得ません。

○小林委員

予定価格と設計価格、これは今、同額なんですけれども、今の入札は。その部分で、職員もそういった部分を、設計と予定価格は同額だと答えていますが、副市長、これで今、入札を結構いろいろな部分で、メリット・デメリットがあるんですが、副市長の感想としては、これはどうですか。

○久保田克己君

イコールということですね。

○小林委員

そうです。

○久保田克己君

今、イコールかどうかということは、私はもう今、職員ではありませんので、分かりません。

○野澤委員長

ほかによろしいですか。

○志村委員

質問していないことがありましたので、質問をさせていただきます。

3月15日の匿名文書を受けての朝の協議のときに、メタウォーターが入札を辞退したよという情報をお聞きになりましたか。

○久保田克己君

記憶にございません。

○志村委員

それから入札公告委員会の委員長として、あまり細かいことはという言葉が何回かあったわけですが、入札参加者数の設定、先ほどから不適用だったり2社だったり、こういったことは基本的に委員長のほうでご指示をされたことがありますか。

○久保田克己君

指示をしたことは、記憶はございません。もう管財課の原案でございます。

○野澤委員長

よろしいですか。

(はい。の声)

以上で久保田証人の質問は終わろうと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい。の声)

ではご苦労さまでした。

久保田証人も長時間、成り行きでちょっと失礼な言い方もしたかもしれませんが、そこはお許しいただきたい。

われわれも事実確認をしたいという中での発言だということで、お許しいただきたいと思います。

では、次の市長に移る前にちょっと5分、休憩を取ります。

今日はありがとうございました。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時22分

○野澤委員長

再開いたします。

議事に入る前に申し上げます。

本調査特別委員会は、平成25年12月25日の笛吹市議会の本会議において、工事入札執行における不透明さに関わる疑義に対し、議会の権能を十分に発揮する中で事実を明らかにする、こういうことを目的に設置されたものであります。

本日の委員会は関係人にご出頭を願って証言を求めることになっていますが、証人の倉嶋市長においては多忙中に出頭いただき、ありがとうございます。

何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できるように格別のご協力をお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定に基づき行われ、またこれに基づき、民事訴訟法の尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができますので、申し添えます。

1. 証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にある者、もしくはあつた者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れがある事項。

1. 証人と後見人、または被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れがある事項。

1. 証人と先に述べた関係者の名誉を害すべき事項。

1. 公務員または公務員であつた者が職務上、知り得た秘密に属する事項などに関するとき。

これらに該当する場合は証人は証言を拒むことができますので、その旨を申し出てください。

なお、正当な理由がなく証言を拒否したり、虚偽の証言を行った場合は法律により罰せられることがありますので、申し添えておきます。

また、このあと法律の定めにより証人には宣誓を行っていただきますが、証人と先ほどの血族や姻族関係者や証人と後見人・被後見人の関係にある者に著しい利害関係のある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。

それでは、これより証人尋問を行います。

法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員、ご起立をお願いします。

○倉嶋清次君

宣誓書

良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

平成26年7月8日、倉嶋清次。

○野澤委員長

ありがとうございます。

皆さん、着席をお願いします。

続いて、宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

(署名・捺印)

これより証言を求めることとなりますが、証人は証言を求められた事項のみについてお答えください。

また、発言の際にはその都度、挙手をされ、委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。

また、こちらから質問しているときは、お掛けしていただいて結構ですので、お答えの際にのみ起立をお願いします。

それでは尋問に入ります。

まず、証人の氏名・住所を確認させていただきます。

証人の氏名は倉嶋清次。生年月日は

住所は

今の述べたところに相違はありませんか。

○倉嶋清次君

間違いございません。

○野澤委員長

それでは、まず私から質問をさせていただきますが、この間の進行は上野副委員長にお願いします。

○上野副委員長

野澤委員長が尋問の間は、私が進行を務めさせていただきます。

よろしくをお願いします。

それでは、野澤委員長の尋問を許可します。

野澤委員長。

○野澤委員長

先ほどの元副市長の久保田氏への尋問と同じ形式を取ります。

大きな括りで4つほど質問を用意していますので、その一つひとつが終わった時点で、また委員さんの発言を求めたいと思います。

今回は御坂浄水場・配水場工事の工事入札全般について尋問しますが、ちょっと概略を申しますと、当初はこの工事数が4件だったわけです。御坂浄水場土木・建築工事、同じく浄水場の機械・電気設備工事、そして御坂配水場の築造工事と機械・電気工事という4件でしたが、ご存じのように、取り止め3点、公告内容1件、不調1件等がありまして、最終的には公告10件になり、公告から落札期間も、普通だったら10日前後ですが、最初から、当初から数えると5カ月以上にも及んでいるものもあるということで、具体的に大きく括って4つの事案について、質問をさせていただきます。

1つ目が浄水場土木建築工事の工事入札の取り止めです、この件について、まず1点目。

2点目は機械・電気設備工事の入札における公告内容の変更。

そして同じく、3点目ですが、それがまた取り止めになるという、その点について3点目。

4点目は、配水場工事の工事入札の取り止めということで、4点について質問をさせていただきます。

まず第1の御坂浄水場土木・建築工事の工事入札における取り止めについてですが、この設計価格は約8億円という大きな事業でした。若干経緯について説明しておきますと、平成25年1月15日に公告し、18日には取り止めとなった。その後、土木と建築に分離分割し、公告入札という形になっています。

これは、職員、久保田前副市長の証言では、久保田前副市長から提起され、久保田氏の主導のもとで関係職員の協議が持たれ、決定されたと。その提起のきっかけと考え方のもとになったものは、前市議会議員、具体的には中村善次氏からの、次のような助言があつてこのような取り止めになったということですが、その助言は1本の工事としてではなくて、土木工事と建築工事とに分割し、地元業者が応札しやすく、地元経済の振興を図ることを考えたかどうかと、このような助言があつたということで、これは久保田前副市長にそのような助言があつたと。

それを受けての最終的に今申しましたように、3日後には取り止めになったということですが、ここから質問に入ります。

市長はこのへんの今、述べた経緯の事実確認をどのように、このような今の、私が述べたことで事実確認はいいかどうか、その点について、まず証言をお願いします。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

なにぶん古い事案でございますので、はっきりとした記憶はかなり薄らいでおりますが、経過については、おおむね今、委員長が仰せられたことでないかというぐらいに記憶をしております。

以上であります。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

今までの職員、久保田前副市長からの証言によりますと、この件に関しては、市長の関わりは見えてこないわけですが、市長はこの件に関して、どのように関わったか、関わらなかったか。関わったとしたら、どんな形で関わったかということでの証言をお願いします。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

細かくは記憶にはございませんが、副市長から相談があったり、あるいは場合によっては、これははっきりしませんが、職員も交え、副市長も交えた中での意見交換というか、議論もあったかもしれません。ちょっとそのところは、記憶は定かではございません。

以上であります。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

極めて、1年半以上前だということで記憶があいまいな答弁だというふうに認識しましたが、あとこの件に、御坂浄水場の最初の土木建築工事の入札に関して、市長が何らかの、これに関する情報、取り止めになった経緯等についての、ほかのことで何か情報をお持ちでしたら、それを示していただきたいと思います。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

ただいま、情報というお話でありましたが、特にこれに関する情報ということで、記憶にあるものはございません。

以上です。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

私のほうからの質問は以上で終わります。

今度は議長を私のほうで受けて、委員さんの質問を受けますので、よろしくをお願いします。よろしいでしょうか。

志村委員。

○志村委員

よろしく申し上げます。

まず、御坂浄水場土木建築工事について、1月15日公告、18日取り止め、分割されたこの事例について、市長としてこの工事について、いつ承知されたか。この工事についての情報ですね。認識をされたのは、いつだったか、これについて、ご記憶がありましたらお願いします。

○倉嶋清次君

ちょっと質問の意味が理解できないもので、もう一度、どういうことをお聞きになりたいのか。この情報とかというお話でしたが、ちょっとお答えしかねます。今の質問では。

以上であります。

○志村委員

では、質問の仕方がまずかったので、失礼いたしました。

笛吹市長に就任されて、笛吹市として御坂浄水場、配水場を整備していくという事業が設計段階にあるということで、いずれこれが建築されていくと。事業化されていくということについて、市長として、これをご認識されたのは、いつの時点が最初だったか、これについて、教えてください。

○倉嶋清次君

質問の意味が分かりました。これは記憶は定かではありませんので、あるいは私の記憶違いかもしれませんが、考えられることとしては、市長に当選したあと、就任前に内々といいますか、いろいろ引き継ぎといいますか、懸案事項の説明をする場が設けられておりましたので、あるいはその中でその際に行われたのかもしれませんが。

これは明確な記憶ではありませんけれども、そのようなことかなというふうには思います。以上であります。

○志村委員

ありがとうございます。

では、実際にこれが発注、公告をしていくという作業に取りかかっていくのは年末からということであったかと思えます。24年度末。24年の年末の段階で担当事業課では、執行伺い等も調整・作成をしていたわけですが、その年の暮れということになりますが、12月の議会も終わったかなというころ、御坂浄水場土木建築工事について、何らかの説明、あるいは協議を庁内から、市役所内から受けていたでしょうか。

○野澤委員長

倉嶋市長。

○倉嶋清次君

今のご質問についてであります。記憶にはございません。

○志村委員

それでは年が明けまして、1月11日に公告委員会というものを、入札する審査委員会、公告案を審査する、副市長を委員長とした委員会が行われて、1月15日に公告という発表になりました。そして18日に取り止めということになりました。

年明けから入札公告の15日までの間に、市長が職員、あるいは副市長を呼び、説明を求めたり、あるいは相談をされたりということはあったでしょうか。

○野澤委員長

倉嶋市長。

○倉嶋清次君

私のほうから呼び掛けて説明せよといった記憶はありません。

ただ、職員のほうで事前に説明があったかどうか。それはあったかもしれないし、なかったかもしれない。明確な記憶はございません。

○志村委員

では、15日公告、18日取り止めの3日間なわけですが、この間にこの土木建築工事に関して説明を求めた、あるいは説明を受けたということはあったでしょうか。

○野澤委員長

倉嶋市長。

○倉嶋清次君

これも明確な記憶ではございませんが、たぶん経緯としては私のほうで、例えば副市長から話に来て、そういうことだということ踏まえて、職員を呼んで話を聞くといったようなことはあったかもしれない。明確な記憶ではございませんが、経緯からして、そのように考えられるということでございます。

以上でございます。

○志村委員

取り止め後、工事を分割していくことになるわけですが、その経緯については、先ほど委員長のご説明のとおりです。それに関して市長のほうで、最終的に市長としても分割して発注していくのがいいのではないかという了解をされたことがあったでしょうか。

あるいは、そのようにしなさいとご指示をされたというようなことは、あったでしょうか。

○野澤委員長

倉嶋市長。

○倉嶋清次君

いずれにしろ、公告案件というのは、最終的な責任者は市長でありますので、明確な記憶はないにせよ、何らかの協議、相談等があったであろうことは、想像に難くないと思います。

以上であります。

○志村委員

何らかの協議、報告があっただろうと私も感じるわけですが、最終的に決定をされていく立場にあると思うので、市長として、ではそれでよろしいというゴーサインを出したと理解させていただいてよろしいですか。

○倉嶋清次君

たぶん、そのようなことであろうと、明確な記憶、いついっか誰に対してゴーサインということについては、全く記憶はございませんが、言ってみれば状況等を自分で組み合わせた場合には、そういったような局面があったんだろうと考えております。

以上であります。

○志村委員

大変いろいろな事業があり、決裁もその都度されていかれるということなので、そういう証言でも理解しなくはないのですが、やはりお立場として、こういった大きな事業を、これを3日

で取り止めをして分割して再公告ということに関しては、ご認識としてやはり少し今の証言では、ちょっと心もとないかなと思うわけですが、この点について、では分割して土木と建築にそれぞれ分けて、約6.4億円、それから2億円と増額をしていたわけです。事業をそれぞれに分割した内容等についての報告、これはお受けになっていたでしょうか。

○倉嶋清次君

私は原則論ということでは、いろいろ申し述べたであろうとは思いますが、細かい分割の中身がどうであるとか、そういうことについて、細かく説明を受けたということについては、記憶にはございません。

以上です。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

この工事は1月11日からですが、1月15日に公告をして、1月16日に、これは副市長の証言ですが、副市長が主導したということで、提起したということで、中村前市会議員から入札に関しての原理原則、地元業者の育成と競争性の部分を助言・提言をいただいたということで、副市長がその方向に、16、17、18、3日後に取り止めになったんですが、このへんで市長の関わりは、どういう関わりがありましたか。

○野澤委員長

先ほど私が質問しましたが、なるべく重複は避けてください。

○小林委員

確認です。

○倉嶋清次君

私のほうからも、あまり答えが重複にならないようにお答えを申し上げたいと思いますが、関わりと申しますか、先ほど原理原則を述べたと申しましたが、私も多少は市長就任に至るに勉強しておりますので、公共入札の原則、それは多少は勉強したつもりでございます。

競争性の確保、技術力をきちんと確保していく、そして地元業者の育成への配慮、こういった原則は私なりにつかんでいたつもりでございますので、その何日間かという、今お話がありました、私はその立場で議論に参加をしたというか、相談をしたというか、そういうことだと。これも細かいやり取りは全く記憶にありませんが、だぶんそういうことだろうなと思います。

以上であります。

○小林委員

その原理原則を説いた中村市議ですが、市長との関係は。

○野澤委員長

倉嶋市長。

○倉嶋清次君

今の言葉でちょっと引っかかるというか、原理原則について、私は私なりに勉強したつもりであります。特に、中村市議からそれ以前、あるいはその際に、あらためて教えていただいたと、そういうような認識はございません。

ただ、関係はどうかと言われれば、議員の皆さまもご存じのように、選挙を一緒に戦ったと

そういう関係だということでございます。

以上であります。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

先ほど来から、副市長の尋問等の中でも、入札に関わる予定金額と、それから最低制限価格、金額、これは市長のみ知る金額であるというようなことを副市長が申し出ておりますが、そのとおり、その前の職員と、いろいろな今までの聞き取りの中からはいきますと、市長が最終的には札を入れるんですけど、そのお手伝いとか、いろいろな部分の話がありましたが、副市長の申した、市長のみ知り得る金額だということで、よろしいでしょうか。

○野澤委員長

小林委員、これは、今、浄水場の土木建築工事のことに言っているんです。これに関してということですか。そこを明確にしてください。

○小林委員

そうです。

○倉嶋清次君

今、委員長のほうで土木工事ということで、念を押されましたが、今のご質問は、多聞に私としては、一般論というか、広く入札のプロセスにおいて、どうだという、このような質問だとお聞きいたしました。

それはどちらでもいいんですが、いずれにしろ、入札の数字、予定価格、それから最低制限価格、これは首長のみが知り得るといふ、そういう数字だと、私は認識しております。

以上であります。

○小林委員

1月15日の、この土木建築からいろいろな、さっきも委員長が言われたように、取り止めから、不調からいろいろな変更からあるわけですが、この過程の中でこの1月15日入札の土木建築に関しては、これは入札審査会を1月11日に開いたわけですが、これ以降は審査会にしる、それから決裁にしる持ち回りになっているんですが、この2点で市長の指示はありましたか。

○野澤委員長

持ち回りに関する指示ですか。

○小林委員

持ち回りと、それから審査会です。

○野澤委員長

最初に審査会ですか。11日の。

○小林委員

では、一つずつ言います。

審査会を1月11日には開かれました。この土木建築に関しては。この日も分離分割したあと、それからこれから配水場にしる、機械・電気にしる、これからはもう審査会は開かれていませんが、このへんは市長は何か指示をしましたか。

○野澤委員長

土木建築に限ってだけでも結構です。審査会の指示。

○倉嶋清次君

入札公告審査会に関して、何らかの指示をしたかというご質問であれば、私は全くそのようなことに関しては、指示などはいたしておりません。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

では、決裁に関する持ち回り決裁は、何か市長の意見は申し述べてありますか。これも持ち回りですから、審査会なしで決裁にかけているので。

○野澤委員長

倉嶋市長。

○倉嶋清次君

持ち回りうんぬんという話ですが、私は全くそのようなことにつきましては、何のことやらという思いでございまして、関知しておりません。

以上です。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

ずっとこの1月から、この百条が決まってから、もう半年以上経ちますが、この中でどうしても私の頭の中を離れないのが、この1月15日の入札、1月18日取り止めの土木建築8億円の、この8億円は当初、事前公表だったんですよ。事前公表でこの設計金額が8億2,270万円。ということは2,270万円は歩切りをしたんですよ、このときは。

これから、要するに理由は設計図書の変更と土量の変更なんですけど、この取り止め後、この8億円がどういうふうに変化があったかという、1月15日の公告の取り止めが18日、それから分割されたんですよ、これが。分割されて、これが2月26日に、これが6億4千円と2億円で、これが分割されたんですよ。

だから、そのあとの今言った6億4千万円と2億円を足すと、合計で8億4千万円、土量の変更と設計図書の変更という名目がありますが、この部分で、もし8億円で工事をしていけば、例えば90%にしる、何%にしる、1億円からの差額があるんですよ。

確かに土量の変更とかありますけれども、この部分でなぜこのとき8億円でやらなかったのか。もしくは2億円と6億で入札ができなかったのかという部分で、私は例えば土量変更があった場合は、変更でもいいと思います。土量変更ぐらいだったら。

この部分で、市は損害を被っているんじゃないかという気もしてきましたが、市長、このへんはどうですか。そうは思いませんか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

まず、8億というのですね。私も非常に引継ぎを受けたというか、歩切りというものが行われているのだよということを、とにかく、これはまったく勉強不足だったというように思っております。歩切りはやってはいけないということが、かなり言われていたのにもかかわらず、

何か歩切りをするものだというので、歩切りをしたということに関しては、私も反省をしています。それが1つ。

それから、私も詳しい中身を聞いているわけではありませんが、分割した際に、土の量が違ったとか、そういうような要素が入ってきたがために、金額に違いが出たと、このようなことは私も聞いてはおります。あまり膨らむことは好ましいことではないわけですが、取り下げて、そして先ほど来に申し上げている原理原則に立って、分割でやろうではないかと決めた結果でございますので、私としては適切な判断だったというように考えております。

以上であります。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

1月15日公告、16日に前副市長が、前市議から電話なり、何か提言をいただいたということで、1月18日にはこの8億が取り止めになっていたんですけど、これは事前公表ですからね。市長はどこ、16日か17日にかかわったんですか。最終的には18日に、当然市長が決済していますから、かかわっていますけれども、18日以前、16日か、17日か、副市長からそれを聞きましたか。

○野澤委員長

倉嶋市長。

○倉嶋清次君

明確な記憶はございません。これは類推していくしかないので、副市長が16日に話を受けたということであれば、多分その日でも副市長のほうから、こんなお話があったということは、聞いているのではなからうかと思っております。それ以上のことは、ちょっと記憶にございません。

以上です。

○野澤委員長

ほかにございますか。

(な し)

ないようですから、次の質問に入っていきたいと思えます。

副委員長のほうに、議長をお願いします。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

二つ目の問題として、御坂浄水場の機械・設備の工事入札における、これはまず1点目は、公告の変更がまたあったということです。経緯を申し上げますと、2月26日に公告をして、3月4日に公告内容の変更がありました。

内容はどのようなものかということ、入札参加資格要件の中に、セラミック膜製造メーカーと3カ月以上のOEMの契約をしているという条項が入っていた。これを削除して、製造元も入れるような形にということで、広告内容の変更が3月4日にまずありました。にもかかわらずまた、3月15日には公告それ自体を取り止めということです。

事後のことを申しますと、7月9日に機械と電気設備分離分割して公告して、7月30日に

入札、落札したという経緯です。

まず、この公告内容変更に関しての、職員からの聞き取りによりますと、このOEM条項、協定の取り止めは、市長のほうから提議し、そして協議してすぐ削除を決定したと、その場合、協議に加わったのは、管財課長とリーダーは确实なんですけれど、あと誰が協議に加わったかということは、非常に曖昧な聞き取りでした。

そのときの市長の理由付けとしては、OEM協定を結んでいるということは、メーカーは入れない。削除してメーカーも入れるようにして、入札の公平性と、応札する業者を緩和、拡大したらどうかという理由付けというように聞き取りでは聞き及んでいます。

それで、ここから質問に入りますけれども、今までの経緯についての職員からの聞き取りについての事実認識について、とりわけ市長がこの問題について提起したと、OEM協定削除、この点について、間違いはないかからまず確認したいと思います。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

これも記憶をたどっての話ではありますが、確か先ほど来議論になっておりました、土木建築の取り下げ、分割ということを踏まえて、私自身も今テーマになっている機械、電気などの入札案件について、公告後ではありますけれども、家に帰っているいろいろ調査をして調べたりしておりました。

やはり一番気になったのは、正確な言葉ではよく分かりませんが、セラミックのメーカーと、OEM協定を結んでいる企業という縛り方でありまして、私の単純な頭でOEMというのは、トヨタブランドの車を日野自動車が、適当に言えばスバルなどが造って、トヨタのブランドで売り出すと、こういうことです。

その際に、トヨタを排除して、スバルだ、日野だけでどうでしょうかというように、私は読み取れたので、そのように言ったかどうかは覚えていませんけれども、そういう疑問がわきましたので、それで日にちはよく分かりませんが、どうなのこれはというような疑問を呈したようには、なんとなく記憶はしております。

以上であります。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

まず証言で、疑問を市長のほうから提起したということは、ほぼ間違いなからうという確認はできたと思います。理由付けについても、今、トヨタのOEM協定を例に出されたように、他職員の聞き取り調査でも、できるだけ製造元も入れる中で、入札の公平性と、競争性、先ほど原理原則と言われた、競争性、それはしいていけば、応札企業の緩和拡大ということで、そのように職員の聞き取りでも、市長はそう考えたのではないかというように、聞き取っていませんけれども、このへんの理由付けの、市長の理由付け、そのようなものであったかどうか、再度確認したいと思います。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

職員たちがどのような証言等をしているのか分かりませんが、今、私も卑近な例を挙げて申し上げたとおりでありますし、自分としては認識しておりますし、今、委員長が申し述べたことで、おおむね間違いなかろうというように考えています。以上であります。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

この件について、私から最後の質問になりますけれど、この件について、非常に事後的にいろいろなことが取り止められるんですけど、これは公告の前に、事前にやはり市長たるものは、そこで自分の考え方を職員に徹底させる、そういうことができていなかったという認識でいいかと思えます。

何でそこができなかったのか、そのへんの率直なところを、その物理的、空間的、いろいろありますけれども、述べていただきたいと思えます。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

ただいまのご指摘は、本当に痛み入るといえるか、どういう具合に表現したらよいか分かりませんが、ご指摘のとおりでございます。もっとしっかりしていればなど、事前にしていればというところではございましたが、これは言い訳になるかと思えますが、まだ就任直後、まだ2カ月ばかりのときに、いろいろな案件がどどどと押し寄せてくる中で、なかなか一つひとつ、パツパとチェックできなかったということかなと思えますが、ご指摘の点については、本当に甘んじて受けざるを得ないかというようには思っております。

以上です。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

ありがとうございました。

以上で、私からの質問は終わります。

議長は私のほうで進めますので、今度は委員さんからの、この件に関して、OEM協定の削除に関する質問がございましたらお願いします。

志村委員。

○志村委員

公告後、家に帰っていろいろ自分なりに調査をされたと、先ほど述べられました。なぜ、調査をすることにしたんですか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

それは、先ほども申し上げたとおりのお話で、予防線を張れば、先にちゃんとそれを野澤委員長の話ではないですが、ちゃんとやっておけばいいではないかと言われるかもしれませんが、やはりこの土木建築の取り下げということがありましたので、これは例え公告後であっても、しっかりフォローといえるか、チェックといえるか、それをしなければならぬというよう

に考えたところでございます。

以上であります。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

土木建築の取り止めがあつてという言葉がありました。1月18日に取り止めがありました。2月26日、機械・電気公告ということになりますけれども、約1カ月ちょっとありました。広告前に調査をすることも可能だったのではないのでしょうか。いかがですか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

一般的な勉強はできたかもしれませんが、多分どうでしょうか、私のはっきり覚えていないんですけど、この機械・電気について、OEMうんぬんという話があつたのかもしれませんが、十分に事前の認識はなかつたということで、その1カ月間何をやっていたんだと言われれば、そんなことかなというように思います。

以上であります。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

それでもいいと思うんです。公告後になぜ調査をしたのかというところを、なぜお聞きするかというと、公告後調査を自分なりにすることになった発端として、OEM要件について、公告後に何らかの情報なり、説明なり、依頼なりを受けたのではないのでしょうか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

特にそのようなことに関する記憶はございません。

○志村委員

では、2月26日に公告をして、2月ですから28日までということになりますと、27、28、1、2、3と、約5日程度しか時間がなかつたわけです。公告をして、それから自分なりに調査をされたと、それから1カ月間は、ろくな調査もしなかつたということになると、公告してから、なぜ調査をするのかというところは、これは疑問としては市長の回答ではちょっと理解しがたい部分だというように、私は感じます。

2月26日、市議会当時、本会議が行われていました。26、27だったか、27、28だったか、2月の、去年の2月26日代表質問、27日一般質問、そして28、1、2と週末になるわけですが、2日、3日はお休みです。そうなりますと、週明けの4日にOEM削除ということになります。実質的に、市長が調査をされる期間というのは、本当にごくごく限られた期間しかない。そういう中で、やはりこの5日程度の間、市長にOEM要件について、どなたかからお話があつたのではないですか。いかがですか。

○野澤委員長

再度な質問だと思いますけれど。

○倉嶋清次君

お答えは同じでありまして、特にそういうようなことについて、記憶はございません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

では、その間に公告をして、事前の協議、執行伺い、持ち回りの中でご説明を受けていたかと思えますけれども、OEM協定が要件を設けることによって、その製造メーカーが入れない。このことについては、市長としては公告後に、やはりこれではいかんなどという認識をもって、この件を削除するということで指示を出したと、その間に自分なりに調査をしたと。今までのその証言から、そのように理解をしてよろしいでしょうか。

○倉嶋清次君

今、委員のおっしゃったような筋書きであったように思います。

○野澤委員長

ほかに、このOEM協定削除に関する広告内容変更についてございますか。

小林委員。

○小林委員

これは機械・電気・OEM・手紙も含んでいいということですか。

○野澤委員長

OEMの事項について。

○小林委員

OEMのみですね。

○野澤委員長

よろしいですか。

○小林委員

いいです。

○野澤委員長

ありませんか。

(はい。の声)

以上で、この機械・電気設備のOEMの公告内容の変更という、削除ということの公告内容については終わります。

また議長を副委員長に。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

次に、3点目になりますけれども、同じく御坂浄水場の機械・電気設備の工事入札、今度取り止めになったと、先ほど若干説明しましたけれど、もう一度確認しますと、26日の公告、3月4日の公告の変更、そして3月15日の取り止めということです。

この取り止めの機械・電気設備工事の取り止めのきっかけになったのが、市長への匿名文書、これが市長のほうに来た。どういう形で来たか、また質問しますけれど。そして、15日という、市長が市役所に持ち込んだのは15日と、午前中のうちに協議をして、そしてその日のう

ちに取り止めたこと、取り止めの公告を出すという運びになっています。

その協議は、市長、副市長、総務部長、管財課長、契約リーダー、公営企業部長、水道課長という7人で協議して、その日のうちに取り止め公告を出したということで、この今述べた経緯についての、まず事実確認をしたいと思いましたが、このような形で経緯したというようにとらえてよろしいでしょうか。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

そのときに、誰がいたのかといったような細かいところまでの記憶はありませんけれども、記憶をたどれば、手紙が来て、早速市役所に行って、関係する職員、あるいは副市長も入れてもらったと思いますが、これはどういうことかと考えるかみたいな、そのような提起をしたようには記憶しております。

以上です。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

協議に加わった人たちの記憶は曖昧ですが、ほぼ今私が述べた経過、推移の中で取り止めになったということでの認識かと思えます。

この市長への匿名文書、これはどういう形で市長の家に届けられたんですか。3月15日の朝には市長が市役所に持って行くんですけど、そのへんの気がついたときとか、郵送なのか、ポストに投げ込まれたのか、あるいは玄関先に置いてあったのか、そのへんについての証言をお願いします。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

これも、まさに記録をたどればの話ですが、多分郵便ポストに入っていたんだろうなというように思います。ですから多分朝、新聞を取りに行き、それに気がついたんだろうというように考えますので、その時間に入っているということは、はっきりした記憶ではありませんが、郵送ではなしに投げ込みという感じで、という形ではないのかなと思います。

以上です。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

ありがとうございました。

協議について、先ほど言ったように、午前中に協議したということですが、協議の内容等についての記憶、あるいは自分がどういう発言をしたかという、あるいは匿名文書の内容に言及されてももちろん結構ですが、そのへんのことについての証言をお願いします。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

これも、記憶をたどってこんなことかなというように思うんですけど、まず、みんなによく分かりませんが、回し読みだったのかと思いますが、こういうように書かれているようなことについてどう思うのかねと、そのような話をしたのではなかろうか、私がしたというよりは、それを読んだ人たちの中で、いろいろ意見があったのだらうと、やり取りがあったのだらうと思います。

詳しいやり取りについては、まったく記憶にございませんので、そういう中で、いくつか確認に走ったり、走ったりかどうか分かりませんが、資料を持ち込んで、あるいは資料を見に職場に帰って、それはまったく推測でありますけれども、そういうような動きが多分あって、それで書かれていることの中には、かなり一部適しているというか、合っているというか、事実関係を指摘をしていると、そういうような部分もあったので、これは取り下げたほうがいいのではないかと、そういうようなやり取りの末だったというように記憶しております。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

職員、あるいは元副市長からの証言でも、聞き取り調査でも、それを鵜呑みにしたのではなくて、しっかり確認する中で、最終決定をしたという、今の市長の証言とそのへんは一致していると思います。

先ほど、前副市長のほうから、副市長は事務的な5社が3社、実際は3社であったというようなこと、非常に憤慨したということも言っているんですけど、そのへん副市長の、そのへの当時の態度、それに対する、事務方へのやる方ない鬱憤みたいなものを先ほども指摘しましたけれど、市長はそのへんを感じましたか、どうですか。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

自分を仏の倉嶋というようにはまったく思っておりませんが、そのときに何か職員に対する、怠慢に対する怒りみたいなことは、特には私は持ちませんでしたけれども、しかしこういうミスは、あってはならないミスだというようには、そのとき思いました。

以上であります。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

ちょっと私が聞いたこととずれていましたけれど、市長のそのときの感覚は仏の倉嶋か何か、それは分かりませんが、副市長のほうが、先ほどの証言で、非常に憤懣やるかたないという、自分が発言、職員に対してそういう気持ちをぶつけたかどうかは曖昧だけれど、当時そのときは、非常にこの事務処理をしていていいのかという感覚を持ったというように発言されましたけれど、多分隣に座っていたと思いますけれど、そのへんを市長は実際感じたかどうかということです。副市長に関してです。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

はっきり記憶にはございません。

以上です。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

これは最後の私からのこの件に関する質問であります。この匿名文書に関して、何らかの、先ほど、朝方までにポストに投函されていたのではないか、郵送ではなく。そういうことも含めまして、これがどんな筋による、書かれた人がですね。そういうようなことの、市長だと心当たりがあるのかもしれないけれどもということも、私もこれは確認ですけれども、それとか、この匿名文書に関して、ほかに何か市長は掴んでいるような情報がありましたらお願いします。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

洞察力不足かどうか分かりませんが、誰が書いたうんぬんというようなことに関しては、まったく私には心当たりはありませんでした。

それに関連する情報はないかと言われても、まったくそこら当りをした記憶はございません。

以上です。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

ありがとうございました。

以上で私からの、質問は終わります。

私が議長を務めさせていただきます。

委員からの質問をお願いします。

志村委員。

○志村委員

取り止めの発端といいますか、原因となった匿名文書ですけれども、3月15日、正確には3月14日前日までの、言わばこの機械・電気関係の事業に関するそこまでの間、ドキュメントのような内容だったかというように思います。

そこで、二ステップあって、先ほどお聞きしたOEM削除、そしてこの文書による取り止めということですが、その最初のステップ、先ほどのところでお聞きしたらよかったですけれど、OEM要件を、そもそもこの機械・電気設備の事業に対して、設定することの理由、これについて市長は、どのような理由だというように説明を受けていましたか。

○野澤委員長

若干元に戻りますけれど。

○倉嶋清次君

特には説明は受けておりませんでした。

以上です。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

説明を受けていないということになると、OEMの要件を削除ということに対しても、ますますその指示の根拠が、ちょっと分からなくなるような印象を受けるわけですがけれども、では、そうはいつでも市長の支持で、OEMを削除して、この入札に関しては、細かいところのご認識は持ち合わせていなかったかもしれませんが、入札参加者数不適合ということで、1社でも申し込みがあれば入札が実行できるという、公告の要件になっておりました。しかし、この匿名文書が届いたことによって取り止めになったという結果になりました。

これは文書が届いていなかったら、実行されていたというようにお考えになりましたか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

申し訳ないんですが、仮定の質問にはお答えしかねます。

以上です。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

では、仮定の質問ではなくて、文書の中にあつた入札妨害、あるいは官製談合というような文言に対して、市長としてこの対応を協議するに当たって、このような情報が匿名とはいえ、届いているということについて、協議する際に、市長のほうから発した指示なり、発言なりがあれば、ここでお聞かせをお願いします。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

特には、記憶はしておりませんが、私のほうから内容についてどうのこうのとか、この取扱についてどうのこうのという指示を下したということについての記憶はありません。

私としては、これはこんなことが書いてあるけれどというような意識で、皆さんに検討を頼んだというように記憶、あえて類推的に言えば、そういうことではなかったかというように思っています。

以上です。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

では、協議の結果、資料を取りに走ったり、持ち込んだりというような確認作業を経て、最終的にこれは取り止めようということを、市長がご決定されたというように理解してよろしいですか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

先ほど来、何度も申し上げているように、公告についての最終的な決定権と申しますか、それは私にございますので、私がイエスと、諾と申し上げたということだろうと思います。

以上であります。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

もう1点、その協議の際に、その3月15日の朝の時点で、メタウォーター社が入札参加申し込みを辞退したという情報をお聞きになりましたか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

何か、あまり記憶は定かではございませんけれども、匿名の手紙の中に、今言われていたようなことは書かれていたようには記憶しておりますけれども、今のご質問の趣旨は、それとは別にそんな情報が入ってはいなかったのかというようにお聞きいたしましたけれども、そのような情報は、私どもにはまったく入っておりません。入っていないと記憶しております。

以上です。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

協議のときに、そこにいた協議のメンバーの中から、メタウォーターが辞退しましたよ。しますよと、その日に辞退届けを持ってきたのかもしれませんが、そういうような、その入札にかかわる情報を、当時参加したメンバーからお聞きになってはいませんでしたか。

手紙の内容ではないです。その協議の場で、そのようなことをお聞きしましたか。

○野澤委員長

もう一度。

○倉嶋清次君

手紙の内容ではないとなると、私のそれは記憶違いでありますし、ではその場でメタウォーターが辞退うんぬんという話は、今の私にとっては記憶にはございません。

以上です。

○野澤委員長

よろしいですか。

この件に関してほかに。

小林委員。

○小林委員

OEMに関しても、この18億6千万のこの機械・電気に関しても、この中にOEMと取り止め、この大きな変更ですけれども、これが市長への手紙の文面の中に入っている部分と一致する部分があるんですね。

これで、市長、当初当然見ているわけなんですけれども、今現在、その手紙の部分に対してお持ちですか。手紙を。

○野澤委員長

持っているかどうか。

○小林委員

そうです。

○野澤委員長

市長、市長へのお願いの手紙を、所持しているかどうかという質問です。

○倉嶋清次君

私は今、持っていません。

○野澤委員長

はい。

○小林委員

ですけれども、今の、先般、5月の連休前だか、明けだか、これは10人の百条の委員の中へ、議長を含めてですけれども、郵送されたんですけれども、この部分で市長、おそらく間違いがないだろうって、これは認めていますよね、この部分で、この10人に発送された手紙。要するに、議員が確認しているはずなんですけれども、市長に、発送された部分が、当時の部分と間違いのない市長への手紙ということで、確認されておりますよね。

○野澤委員長

分かりますか。

○倉嶋清次君

議員が確認されていますよねというご質問だったんですが、それはどなたのことを、誰の議員のことを言っておられるのか、ちょっと私には分からないので、お答えのしようがありません。

○野澤委員長

具体的に申してください。

○小林委員

先般の、この百条の準備会の中でも、海野議員のほうから、倉嶋市長へ確認を取って、おそらく間違いがないだろうということで、この手紙について議論が始まったわけなんですけれども、確認をしましたよね。

○野澤委員長

その件に関して、倉嶋証人。

○倉嶋清次君

海野議員と、そのようなやり取りがあったということは、記憶をしております。以上であります。

○野澤委員長

その記憶がありますね。

○倉嶋清次君

記憶はあります。

そのときに、よく中身は分かりませんでしたけれど、多分あっているんだろうなということ言ったのかと思っています。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

今、手元にもないし、持っていないということで、事務局にコピーがあるんですけど、こ

これは当然議長にきた部分で、事務局の手元にありますけれども、市長に配布してよろしいでしょうか。

○野澤委員長

いいですか、これは今渡して、そこで何ら判断とかできないはずですので、また後日、みんなで話し合う中で、考えましょう。

○小林委員

今あれでも、別にやぶさかではないと思うんですけどね。

○野澤委員長

どうですか皆さん。

○海野委員

その内容は、今協議しないでもいいでしょう。

○小林委員

一応、ここで手渡して、内容はすぐにここで質問は終わるけどね。

○野澤委員長

どういう意図でか。意図を・・・。

○海野委員

そうではなくて、私の名前が出たから、私が答えましょう。

私のところへ来た文書を読んで、こういうものが来たけれども、市長、こういう内容のものでしたかという、口頭での確認でした。それを見せて、2人で、この文書がということはしていません。そういうように私はあなたにも、委員会の中でも発言しているわけです。

ですから、私もその文書は、今持っていないし、その文書が細かく追求しているところがどうだという、興味のある人は持っているかもしれないけれども、それについては、私は言葉で市長に、立ち話の中で、こういうものが来たけれども、そういう、いわゆる市長への手紙というのは、そういう内容のものでしたかと聞いたら、多分そのような内容でしたねと、この程度の確認です。

以上です。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

私が今ここで市長に、配布してほしかったんですけども、後日でといってもよろしいですけども、続けて質問いいですか。

○野澤委員長

はい。後日というのは、皆さんで話し合う中でということです。

続けてどうぞ。

○小林委員

これは今の総務部の部長の見解ですと、破棄してしまったという、こういうことなんです。しかしながら、この中身が、これは市長からの回答文なんですけれど、この手紙に関して、前島議長のほうから市長に記録の提出要求ということで請求した、これは倉嶋市長の回答文なんですけれども、この中で匿名文書の内容について、真意を確かめたところ、おおむね当たっていたので、このまま進めるわけにはいかないものか、内容を無視できないとの判断から、公告

内容に変更が応じたためという理由で、取り下げる要因となったとありますけれども、このへんについて、市長、取り下げる要因ということでよろしいでしょうね。

市長のお考え。

○野澤委員長

この文書のとおりかどうかということです。

○倉嶋清次君

文書は、じかにあるわけではございませんけれども、当時の記憶をたどれば、今、小林委員のおっしゃったとおりではなかろうかというように考えます。

以上です。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

副市長は、さっきの証言の中で、破棄したということを知って、誠に憤慨していました。これだけ入札に関して、大きな要因となるものを、職員としてなぜ破棄するんだということで、さっきの手紙の中にもありますけれども、応札者が3件という部分で、なぜそんな大切なことを調査ができなかったのかという部分で、憤慨していましたけれども、市長だったらこういう部分、破棄する部分で、これは公文書として扱っていないという言い方もしていますけれども、そうは言いながらも、こういう部分が基となって、18億6千万が取り止めになったわけですが、こういう、これは市長の指示とか、市長の考えですか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

確かに回答は私の名前で回答いたしました。しかし私は、手紙が破棄されていたと聞いて驚きました。

私も、公文書であるかどうか、その文書の正確うんぬんは別としても、分類学は別としても、やはり大事な文書なので、当然しかるべきところに保管されているべきはずだというように、私は思っておりました。

あえて穏健な言葉でいえば、遺憾な処置だったというように思っております。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

そのへんは終わったことですが、市長、また前副市長ですが、そういった部分で遺憾に憤慨とかいう部分で、かなり強調していますけれども、このへんのところはよく職員の徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

これは18億6千万の取り止めの要因を、これは破棄してしまったという、この理由は誰に聞いてもないですし、これは当時の職員も、これは異例であって、これはこんな異常な事態はないというとははっきり言っていますから、これは今の市長としてこれはちゃんとできれば究明してほしいと思います。誰がいつ破棄したのか。どうですかこれは。

○野澤委員長

ちょっとそれるような質問か、今後の匿名文書の扱いについて、市長のご意見を、対応を、

今後の確認をしたい、聞きたいということですが、一応お答えください。

○倉嶋清次君

その誰がどのようにということは、調査いたします。

私が、今、小林委員が怒りを帯びて申し述べられたこと、私もまったく同感であります。きちんとした仕事ができるような職場に、きちんとした仕事のできるような職員を、しっかりと厳しく育てていかなければならないと。これが私に与えられた職責だろうというように思っております。

以上であります。

○野澤委員長

よろしいでしょうか。

ほかに。

志村委員。

○志村委員

今、これから調査します。ちょっと逆に驚いてしまったんですけど、当時破棄されたと聞いて、驚いたと、その時点で、誰が破棄したか確認しなかったんですか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

確認しませんでした。

○志村委員

では、取り止めの3月15日朝の協議、このときに事業の細かい内容等については、やはりこれは管財課、あるいは事業課のほうで、いろいろ整備設計をしてつくってきたものを、副市長、市長のところへは入ってくると思うので、やはり今日の副市長への証人喚問でもそうですし、今、市長に対してお聞きしていることもそうなんですが、やはり政治的などといいますか、指示を出す立場のポジションにいらっしゃる方として、こういった協議のときに、いろいろな対応を考えられたのではないかとこのように考えるわけですけど、例えば入札を延期しようというようなことは、お考えになりませんでしたか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

そのときの判断としては、そうした考えはございませんでした。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

では、参加者数が不適用、1社でも入札可能なこの事業、当日その3月15日取り止めすることになる朝は、2社申し込みがあって、メタウォーターが辞退するという事になって、1社残ると、そういうことで、入札は実施することは要件としては適切なわけですから可能だったと思いますが、そのまま入札を実行するという事は、市長のほうからはなかったですか。あるいは協議の中で、そのようにやりましょうというように言われた、協議のメンバーの方はいらっしゃるなかったですか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

詳しいやり取りは記憶にはございません。

今、お聞きいただいたのは、延ばすというような選択肢が、これは先ほど、ちょっとやり取りの中でうんぬんというお話がありましたけれども、明確な記憶はまったくありません。

以上です。

○野澤委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

(な し)

ないようですから、もう1つ最後の。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

では、最後の配水場築造工事に、これも取り止めになったわけですが、経緯を簡単に振り返りますと、2月26日に公告を出して、2月28日、2日後、中3日と言ってもいいかと思えますけれども、入札参加の資格審査委員会ももたれずに、持ち回り決済で取り止めになったということです。

職員からの聞き取りの結果によりますと、副市長からの命令的な指示、先ほど副市長の証言では、そんな命令的ではないというようにも副市長は言っていましたけれど、職員からの聞き取りでは、かなり協議するような話ではなくて、副市長からの提起があったと、取り止めの理由としては、公告が単体企業、これを共同企業体、JVにすべきだということで、それで公告の取り止めになったというように聞き及んでいます。

それも、副市長と管財課長、契約担当リーダーの協議の中で、そのように決められたということですが、職員の類推の理由付けによりますと、3億円以上は市の基準ではJV、つまり共同企業体での発注もできるということを考慮して、そのような理由付けの中で、ほとんど命令的に指示が下りたというように、職員には聞きましたけれども、この3日間で、急にこのような急転したわけですが、先ほどの元副市長、久保田氏によりますと、実はこのようなJV共同企業体の採用する基準に達しているのではということ、市長のほうからその点を考えてみてくれということで、指示があつて、副市長は県のやり方等を聞く中で、最終的に職員に指示を出しているというように伺ったわけですが、この点についての事実確認をまずさせていたいただきたいと思えます。

よろしくお願ひします。最後の一点です。

○上野副委員長

倉嶋市長。

○倉嶋清次君

これもあまり明確な記憶はないんですけれども、私のほうから副市長に持ちかけたか、副市長から私のほうに持ちかけられたか、テーマというか、3億円を超えているんだから、これはJVではないかと、こういう話というのは、またこれは怒られるかもしれませんが、副

市長とのやり取りの中で、そうだねと、JVとは何ぞやというようなことも、多分議論しながらやったのかなと、まったくこれは類推的な記憶から、類推するような状況説明しかできませんけれども、そんなことだったのかというように思っております。

以上です。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

先ほども、副市長は明確に、これは市長からそういう基準から考えてみて、もう一度検討というように副市長のほうは言っていましたけれども、今の市長の証言では、どちらかがどのように話し出したかということは、しっかりした記憶がないというように答弁は取られていたと思います。

この点いいですか、そういう理解で。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

あまりそのへんは、私もはっきり記憶はしておりません。ただ、3億円を超えるものについては、規定に従ってJVを組むという、そのところの原点というか、そんな話しを交わしていたような記憶がなんとなくあります。

以上です。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

実は、これは市長のほうにそういう考え方は持っていなかったのかもしれませんが、ここも確認したいんですけれども、副市長に関しては、この単独事業、企業ということで、公告を出す、それ以前に、これはJVでもいいのではないかと、そういう発言、考え方も、職員に示す中で、結果的には、境川の前の例を聞く中で、単独企業での公告となったというように、これは職員からも、元副市長からも聞いているわけですけれども、非常にそういうことがあって、単独、そしてまたひっくり返したというような、非常にわれわれにとっては不可解、はじめてこの問題が出たんだったら、ある程度そういう視点が最初抜け落ちていて、気がついたと、これは人間が神様でないので、すべて分かっているわけではない。気がついた時点で変える。

1回そういう問題提起がありながら、否定され、またそれを肯定する。このへんに関して、まず市長はそういう経緯があったことをご存じかどうか。その上で、ご存じだとしたら、それに対して、どのような当時、特に取り止めという形になることとの関係でのご認識があったか、この点について、質問をします。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

あまり明確な記憶はないというところなんですけど、頭の中には市の規定によれば、3億円を超える場合にはJVという話が頭の中には、どうもあったやに記憶をしておりますので、ただそれが公告の前後で、あるいは副市長とのやり取り等々の中で、どういう具合のやり取りがあっ

たかということについては、あまり明確な記憶はございません。

以上です。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

私からの質問は、この配水場の築造工事に関しては、以上で終わります。

以後、私が議長として進めます。

委員さんの発言をお願いします。

志村委員。

○志村委員

すみません。証人喚問なので、副市長にお聞きしたことも市長にもお聞きしなければなら
ないわけですけど、この配水場の案件、JVでというようなことで取り止めになったわけ
ですけども、事業課、管財課のほうから、単独での入札で公告案を作成した、その理由、これに
ついて説明を受けていたでしょうか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

明確な説明を受けたという記憶はありません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

それでは公告後、2日後取り止めという中で、先ほどから要綱なのか、規定なのか、その発
注に当たって、3億円以上の場合、共同企業体でというように、そういう決め事があるとい
う中で、JVにしていこうというときに、副市長からの職員からすれば一方的な指示によっ
て取り止めして、そのように変更していったということになりますが、その間、この件に関し
て、なぜ単独企業で受注できるのかということ、取り止め後、あるいは取り止めになるま
でのこの2日間でも結構です。公告してから、なぜこういうような公告案を作ったのか、JV
でない形で作ったのかという理由を、説明受けていますか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

確かこの話の前後は分かりませんし、説明を受けたうんぬんというシチュエーションだ
ったかどうかは分かりませんが、副市長との議論、あるいはそこに職員が入っていたの
かもしれませんけれども、記憶をたどれば私の頭の中では3億円、即JVという話しか
ないんですが、確かあればステンレスのタンクを造るといような、そういう要素が入
っているので、単独でもいいのではないかというような話が、どうもあったやに記憶
はしております。

以上です。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

取り止めまでの間が2日ということで、前の2つの事業を見比べても、最短、最速の取り止めということで、これも非常に、特に議会開会中でもあったということで、当時総務常任委員会の中でも、当時の時点でも入札に関して取り止め等が発生していると、市長しっかり対応をさせていただきたいというような趣旨の話も、委員会に回ってこられたときにしたように記憶しています。

そういう中で、やはり事業の細かいところまでの把握というのは難しいにしても、やはり一連のこの大きな事業、こういう中で、職員がそういったいろいろな積み重ねをしてつくってきた、その公告案、これに対しては、それなりに合理的に、理屈があるというようにも考えるわけですが、とにかく3億円以上はJVだということで、JVにしてしまったという、これは非常になんといいますか、不安を感じるわけですが、やはりそれでいくしかない、3億円以上はJVだと、そういうご判断だったという理解でよろしいですか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

副市長と、多少その当時、何かJVの意味合いみたいな、特に徹底的というか、記憶では副市長が県庁の専門の担当部署におられる方にどうなんですかという話を聞いて、市長、県庁の場合には、そういう中身がどうのこうのというようなことを斟酌せずに、規定どおりに運用しているんですよと、こんな話を受けて、なるほどねと、私もそのころ、まだそのころどこまで認識があったか分かりませんが、やはりきちんとしたルールをきちんと作って、作ったルールはきちんと守っていくという、そういう風雅、職場の風というか、そういうことが、余計な話かもしれないけれど、大事だなと、そんなことを感じながら議論をした記憶がございます。

以上です。

○野澤委員長

よろしいですか。

ほかにこの件に関する質問がありますか。

(な し)

ないようですので、以上でこの質問を終わります。

補足で、すみませんがよろしいですか。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

市長ということで、今までの全般に係って、まず最初に、冒頭に私が言いましたように、取り止めとか、公告内容の変更等、私の認識では、これは極めて異例な事態というように、私は思っています。

市長の認識はどうでしょうか。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

ちょっとすれ違い答弁というか、になるかもしれませんが、李下に冠を正さずということで

いえば、私もそういう故事は十分に承知しておりました。

ただ、異例とは言いながらも、私なりに市民のためになるという方向を模索をしながらのこの動きであったというように思っております。

スモモの木の下で冠を動かしたのは、これは誤解を受けるもとだったというように思いますけれども、これも先ほどのご指摘のあったとおりでございまして、私の勉強不足も大いにかかわっているという点、反省をしております。

市民の皆さんがどうなっているのかと、また議会の皆さんがどうなっているんだと、このような疑惑をもたれたとすれば、私としても誠に遺憾なプロセスだったというようには認識しています。

以上でございます。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

今の、市長の李下に冠を正さずというのは、ちょっと例えが違うような気がしますが、それはいいです。

私が言いたいのは、その取り止めとか、公告内容の変更、それで市長がどこを目指したか、そのことに関しては、私は一定理解ができました。ただこのように、何回も公告を出したばかりなのに取り止めになったり、内容の変更、これはやはり異常ではないかと、この点です。異例ですね。この点は市長はどのように異例のことと考えていますけれども、その点についてももう一度証言をお願いします。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

委員長ご指摘のとおりだと思います。

ただ、付け加えるならば、あくまでも原理原則を貫くと、そしてまたこのプロセスを通じて、私自身も笛吹市の入札制度、まだまだ不十分な点があるというように認識しておりますので、これも改革、改善していかなければいけないと思っています。

原理原則に立って、市民のためにといつもりでやったということだけは、申し述べておきたいと思います。

以上であります。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

最後に、改善の方向ということで、その反省ということかと思えますけれども、このような何回も取り止めとかになったその原因は、市長はその改革の方向を出すときにも、重要になるかと思えますけれども、この原因はいくつもあろうかと思えます。

でも、市長が考えるところの原因について、もし今、整理がついているようでしたら、そのことについて言及していただきたいと思っています。

○上野副委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

先ほども申し述べましたし、また同じことの繰り返しになろうかとは思いますが、やはり私が、十分にこの入札制度について、認識をしていなかった、把握をしていなかったということ、そしてまた、多少意気込みが空回りだったかもしれませんが、この際、入札改革の入札制度を改革していく、ひとつの足がかりにしてみたいと、そのような気持ちもあったのかというように思っておりますけれども、やはりもっとしっかり勉強して、しっかりとした運営をしていけば、このようなことにならなかったのかということは申し述べたいと思います。

以上であります。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

ありがとうございました。

非常に真摯な答弁だったというように、私は思います。

以上で私のほうからの質問は終わります。

今日の倉嶋市長への4点にかかわる大きくは質問でしたけれども、この件に関して、何かまだ質問がありましたらお願いします。

○小林委員

ご苦労さまでした、市長。

市長、途中から原理原則、この二言を使ったんだけど、市長、ちょっと勘違いしている部分があったから、こういう部分があったと思いますけれども、本当の原理原則の根底に立ち返って、これからぜひやってもらいたいと思いますが、今までの原理原則は私に言わせればちょっと勘違いした部分があると思います。ですからこういう部分があったと思います。

以上です。

○野澤委員長

今の勘違いがあったということにいいですか。

(委員から、はいの声あり。)

特にいいですね。

○渡辺委員

市長になり立てで大きい事業ということだったわけなんですけれども、今までの仕事の流れがあって、そしてそれに対して、市長としては原理原則、法令の遵守や、それから競争性、公平性の確保、そして地元のそれなりの保護、こういうことを、なかなか難しいことなんですけれども、それを重ね合わせてやっていこうということでやったわけなんですけれども、ただあまりにも朝令暮改というものがたくさんで、いったい何が起きているかというのは、もともとのあれなんですけれども、今話をずっと聞きましては、やはり仕事の流というのが、やはりその今倉嶋市長と、副市長が、考えている流れとちょっと違っている面や、あるいは大変な怠慢というか、職員のミスというようなこともあって、この朝令暮改という大変恥ずかしい事態が生じたという理由は、その点はよく分かりました。

ただ、先ほど副市長が、持ち回り決裁ということで、ことを済ませているということについて、持ち回り決裁、そのものについて、そういうやり方でやっているのは驚いたと言いつつも、もう一度、今度それをどうしても改善できなかったかという問題で、引き続き結局時間の

問題とか、補助金の期限の問題とかで持ち回り決裁しなければならないということで、結局最終的にはやめた副市長ですが、それを承認するような形になっていたわけなんですけれども、ただ、あの手紙が来たときもすばやくその場で会議を開けたということに見られるように、やはり持ち回り決裁ではなくて、きちっとこういう機関運営を大事にしていくということが必要だと思いますが、その点について、副市長はやむを得ないみたいなことに最後はなってしまったけれども、市長としてはその点については、どうのように考えていたか、また今後、どう考えていくか、そこをお聞きしたいと思います。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

私も、先ほど決められたこと、自分たちでルールをきちんと作って、基準を作って、手続きを作って、要綱、要領を作って、そしてそれをしっかり守っていく、こういう風を、何か社風という言い方ではないですね、ごくごく当たり前の話なんですけれども、そのところが不十分であるというように、強く認識しております。

その基準に照らせば、委員会、公告審査委員会を開く、それは当たり前の話だと、それがなぜ開かれなかったのかよく分かりません。

もし、そういうことが常態化してきていたのであれば、当たり前のようにそういうことが行われてきたのであるとすれば、それこそ正さなければいけない。仕事の進め方、きちっとしたルールを作って、それに従ってやっていく、そのことが大事だというように思います。

以上です。

○野澤委員長

中川委員。

○中川委員

ご苦労さまです。

今回の百条委員会を開く発端となったのは、やはり行政からの説明不足によるものが今回の発端であったのではないかということでございます。先ほどからもありますけれども、入札審査会の件もそうでございますが、資料についてもやはり、しっかりした管理、また保管もしていただけるようなルールづくりをしていただく。その中で、しっかりとまた説明ができる体制を取っていただく中で、お願いをしたいと思うんですけれど、この点について、いかがでしょうか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

繰り返しになるのですが、今、中川委員のおっしゃる、誠にもっともだと思っております。今後の市役所業務の推進に当たって、改めて決意を固めてまいりたいと思います。

以上であります。

○野澤委員長

ありがとうございました。

以上でよろしいでしょうか。

(よくないです。の声)

どうぞ。

○志村委員

工事入札調査特別委員会ですので、市長、対象事業に対する事実確認等を十分行わなければ、私たちがこれをなんか今取りまとめるようになっていきますけれども、そのように簡単にいかないんだろうと感じています。

副市長にもお聞きしたことを、また市長に聞かなければならないということをご理解していただく中でお聞きしますけれど、この3つの事業、個別に聞くよりは全体的なところでお聞きしたい点が1、2あります。

まず、副市長が就任されて1月、そして3月までの間は、当時の総務部長、そして管財課長、この4人で入札の予定価格、それから最低制限価格の調整、作成ですね、これをやっていたというようにお聞きしました。この点で、市長が価格を記入するという、この作業をする中で、これを知り得る可能性があった方がいらっしやっただしょうか。

○倉嶋清次君

今のご質問、先ほどもチラッと出かけたんですけれども、私も就任をして、職場の風といった、先ほどらい風と聞いていますけど、しきたりといいますか、このようにやってきているところ、ある意味そのまま受け入れるところはある。そして、改善すべき点は改善をしていく。こんなものはすぐに止めるべきだというのは、ずいぶん止めたものもあります。

今のお話していえば、ああこういうものかというのが、私の最初の受け止めであります。

こういうように今までやってきていたんだと、私のほうから全然そんな手伝えといった覚えはありません。まったくありません。手伝えと私が言わないでも、周りで封筒に詰めるというそんな作業まで市長にやらせては申し訳ないと、多分そのような気持ちなんでしょうね。いわゆる入札予定価格を記入するところで、周りに職員がいるという状態。これをずっとこの間やってきたんだと、この市役所ではですね。

まったく職員の人たちは、当たり前のようにお手伝いをしてくれました。だけどそれはおかしいというように、あるとき誰かに聞いたのかどうか分かりませんが、だってそうですよね。入札価格を承知しているのは、市長、首長だけであるというのは当たり前のように世の中には認知されている。私はそのへんは、このくらいのお手伝いくらいはいいのかなということで、しばらくはそんな状態がありました。

けどもそれはおかしいということが分かりましたので、今は止めております。まったく止めております。孤独に、私が1人で書き入れて、封筒に入れて、自分でのりづけをして、調整すると。まったく自分1人でやっています。これが本来の姿であります。やはり本来の姿を追求していく、この仕事をこれからも市役所の中でもやっていきたいと思えます。

以上です。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

大変長いご説明をありがとうございました。

知り得る立場にいた方がいますかという質問です。

○野澤委員長

先ほどの懸案に関する質問です。

○倉嶋清次君

私が長々と説明したのは、確かに周りでお手伝いをしてくれる人はいました。その人がどこに目をもっていつているか、視線をどこにやっているかまで、私はいちいち確認をしておりません。

ただ、私はお人よしでありますので、ああこの人たちは、何か覗き見をしたいからいるのではなくて、純粋に市長に封筒貼りまでやらせてはまずいから、お手伝いしようと、そういう気持ちでいるんだろうという、そういう認識でございました。

ですから、知り得る立場にいるといえ、こうやってじっと見ればひょっとしたら見えたかもしれないし、そこそこは私はなんとも言えません。

以上であります。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

お考えは分かりました。

それから、一連のこの3つの事業、それぞれ取り止めをして、再公告、あるいは再々公告というようなことになったわけですが、議会の中でも何度か指摘等があった部分でいえば、工期の遅れ、これが心配されたわけです。その都度、ご判断の中で、工期の遅れ、これが生じるのではないかということについては、判断する材料として各自ではもっていたでしょうか。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

当然として、工期の問題については認識をしておりました。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

それから、市長が当選されて、就任までの間に、懸案事項の説明等をお受けになったというように、最初の事業の説明がありました。この一連の御坂浄水場、配水場関係の事業について、市役所内、外で、市長という立場になられる、当選が決まって以降、この取り止め、最後の取り止めがされる2月28日までの間、情報、あるいは説明、あるいは働きかけなど、何らかの市長に対するアプローチというのが、職員以外からあったかどうか、これについてお答えをお願いします。

○野澤委員長

倉嶋証人。

○倉嶋清次君

特には記憶にございません。

○野澤委員長

ほかにありませんか。

(なし)

よろしいでしょうか。

(はい。の声)

倉嶋市長におかれては、ご多忙の中を証人喚問に応じていただきまして、本当にありがとうございました。

長時間になりまして、お疲れかと思えますけれどもご苦労さまでした。

○倉嶋清次君

退席してよろしいですか。

失礼いたします。

(「ご苦労さまでした。」の声)

○野澤委員長

その他、どうでしょうか。

このあと終わったところで、次回の準備会は終わったあとでよろしいでしょうか、日程だけ決めたいと思います。

○三沢議会議務局長

大変長時間にわたりまして、ご審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、調査特別委員会のほうを終了させていただきますが、閉会の言葉を上野副委員長からお願いいたします。

○上野副委員長

今、局長が言ったとおりでありまして、まだこれからも皆さんの協力を得ながら、続けていかなければならないのかなと思います。

今日は本当にご苦労さまでした。

○野澤委員長

どうもご苦労さまでした。

長時間になってすみませんでした。

○三沢議会議務局長

最後に、皆さんで、あいさつを交わして終わりたいと思います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 6時20分